平成25年度士幌町予算審査特別委員会議事録

平成25年3月14日

1審查付託事件

議案第37号 平成25年度士幌町一般会計予算

議案第38号 平成25年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

議案第39号 平成25年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第40号 平成25年度士幌町介護保険事業特別会計予算

議案第41号 平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

議案第42号 平成25年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

議案第43号 平成25年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

議案第44号 平成25年度士幌町農業共済事業特別会計予算

議案第45号 平成25年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

2出席委員(11名)

 秋間 絋一
 細井 文次
 和田 鶴三

 服部 悦朗
 出村 寛
 大西 米明

 飯島
 勝
 清水 秀雄
 加藤 宏一

森本 真隆 中村 貢

3欠席委員(0名)

4説明のため出席した者

 町長
 小林 康雄
 教育委員長
 力石 憲二

 代表監査委員
 佐藤 宣光
 農業委員会長
 赤間 敏博

5 町長の委任を受けて出席した者

保険医療福祉センター長 山中 雅弘 副町長 柴田 敏之 会計管理者 太田 靖久 保健福祉課長 大森 三官子 総務企画課長 後藤 忠義 病院事務長 渡辺 博文 波多野 義弘 町民課長 伊賀 淑美 特養施設長 建設課長 土生 明美 子ども課長 寺田 和也 産業振興課長 堀江 博文 消防署長 星屋 尚司

ほか、関係する主幹、担当主査、係長等

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

 教育長
 神野 光男
 教育課長
 植田 廣幸

 教育委員会参事
 笠谷 直樹
 高校事務長
 金森 秀文

給食センター所長 鈴木 典人 ほか、関係する担当主査、係長

7農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸 ほか、係長

8職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

9議事録

(午前10時00分)

秋 間委員長

昨日に引き続き予算審査特別委員会を開きます。

本日は労働費、農林業費、商工費の説明から行います。

説明

労働費、農林業費、商工費について説明願います。産業振興課長。 産業振興課長、堀江から説明いたします。

堀江産業 振興課長

66ページの5款1項1目労働諸費について説明します。労働諸費については前年度と同額の2,085万5,000円を計上したところであります。19節負担金補助及び交付金では、定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金として1,000万円を計上し、前年度と同様に賃貸住宅を建設した者に対して助成するものであります。

その他につきましても、前年度と同様の内容であります。

21節貸付金につきましても、前年度と同様でございます。

特定財源につきましても、前年度と同額で、労働者福利厚生資金預託金回収金800万1,000円、勤労者福祉資金貸付金償還金40万円を計上したところです。

2目失業対策費ですが、前年度比1,782万8,00円増の2,456万1,000円を計上したところであります。大幅に増額となっております要因は、国の24年度補正予算において地域の雇用創出ということで1,000億円追加されたことによるもであります。13節委託料については、失業対策事業委託料300万円、緊急雇用創出推進事業委託料747万6,000円、さらに新たに起業支援型地域雇用創造事業委託料1,400万円を計上しております。19節負担金補助及び交付金では、十勝北西部通年雇用促進協議会負担金8万5,000円を計上しております。

特定財源としましては、緊急雇用創出推進事業補助金747万6,000円、 起業支援型地域雇用創造事業補助金1,400万円を計上したところです。 以上で説明を終わります。

秋 間委員長土 生

建設課長

建設課長。

建設課長、土生から説明します。

67ページをごらん願います。3目勤労青少年アパート管理費で、フレンドハウスの運営に係る必要経費を計上しています。本年度計上額は863万3,000円で対前年度21万円の増額となっています。主な増額は、11節需用費で燃料費の増額によるものです。

この節以外はほぼ前年度同様の計上内容となっています。

特定財源につきましては、勤労青少年アパート使用料331万2,000円、 雑入金96万1,000円を計上しています。

以上で説明を終わります。

間 秋

農業委員会局長。

委 員 長 道端農委 事務局長

農業委員会事務局長、道端から、67ページ、6款1項1目農業委員 会費について説明いたします。

今年度の予算総額は3,326万円で前年度対比28万1,000円の増となっ ています。要因としては、2節から4節にかけた人件費3名分で29万 4,000円の増の2,319万円、9節旅費では8,000円減の102万2,000円、1 0節交際費で5,000円減の5万5,000円となっており、67から68ページ のその他の節については、前年度同様の計上額、内容となっています。

特定財源につきましては、67ページに記載のとおり農業委員会交付 金490万円の他3件で、567万円を充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

産業振興課長。

秋 間 委員長 堀江産業 振興課長

産業振興課長、堀江から説明いたします。

68ページの2目農業総務費について説明いたします。農業総務費は 前年度比1,135万7,000円増の1億266万円であります。2節から7節 までは職員6人分の人件費及び臨時職員1名分の賃金等であります。

69ページの19節負担金補助及び交付金は、農業共済事業特別会計へ の職員給与費負担金570万8,000円など、28節繰出金は農業共済事業特 別会計への事務費繰出金5,300万円を計上したところです。

次に3目農業振興費について説明します。3目農業振興費は前年度 比338万4,000円増の3,416万円であります。13節では、新たに農業振 興地域整備計画図書作成委託料206万9,000円を計上しております。19 節負担金補助及び交付金の上から4行目に農業振興対策本部助成金と して180万円計上しておりますが、TPP対策の経費として前年度比5 0万円増額させていただいております。19節上から6行目に農業担い 手支援協議会活動助成金121万円でございますが、昨年度、農業後継 者結婚推進委員会から組織名称が変更になるものであり、前年度より 10万円増額させていただいております。また、前年度は8節報償費で 農業等相談員報償費60万円を計上しておりましたが、本年度の計上は ありません。19節下から2行目に、農業新分野開発推進事業助成金10 0万円とありますが、前年度から新たに事業開始したもので、地域特 産品の開発や販売の促進等を行う、町内の意欲ある女性や青年の農業 者、団体、グループに対して助成を行うものでございます。19節一番 下の行の青年就農給付金150万円につきましては、前年度は補正予算 で計上させていただいたものであります。

その他については、前年度とほぼ同様に各種負担金、助成金を計上 したところでございます。25節積立金、農業災害対策基金積立金14万 円は、今定例会議案第11号で可決いただきました新たなる基金の利子 収入を積み立てするものでございます。

特定財源としましては、有機資源循環施設使用料、農業経営基盤強化資金利子補給補助金、強い農業づくり事業補助金、青年就農給付金事業費補助金、農業災害対策基金利子収入、雑入金など合わせて国道支出金1,125万4,000円、その他188万1,000円を計上したところです。

次に4目農業振興基金運用事業費については、基金運用委員会の決定を踏まえ423万5,000円増の2,341万4,000円で予算計上しております。18節備品購入費で、機械器具購入費21万円は役場庁舎前に設置の気象観測用の雨量計を更新するものでございます。

70ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金で海外農業事情視察研修事業助成金は733万2,000円、産業担い手確保育英事業助成金の農業分は農業大学校の研修経費助成で、一人当たり助成額は25万円で6人を見込みまして150万円を計上しております。農薬空袋処理事業助成金32万9千円、農業廃棄物処理事業助成金200万円は前年度と同様の事業を行うものでございます。25節積立金は、特別分として1,201万7,000円を計上したところです。

特定財源としましては、69ページに記載のとおり農業振興基金利子 収入一般分及び特別分さらに基金繰入金、合計2,231万4,000円を計上 したところです。

次に、5目農業振興人材育成基金運用事業費については、基金運用 委員会の決定を踏まえ、前年度比5万円減の454万8,000円を計上しま した。19節負担金補助及び交付金では、文化交流学生派遣事業負担金、 農業後継者等海外研修助成金、農協青年部・女性部研修講座等受講助 成金、人材育成団体活動助成金それぞれ前年度と同様の事業を行うも のでございます。

特定財源としましては、農業振興人材育成基金利子収入114万9,000 円を計上したところです。

次に、6目畜産業費は前年度比137万9,000円増の664万1,000円を計上したところです。

71ページをごらんください。19節負担金補助及び交付金では、各種 畜産関係団体への助成金及び負担金で概ね前年度と同じ内容ですが、 上から五つ目に家畜伝染病防疫対策負担金105万円につきましては前 年度5万円でございましたが100万円増額しております。本町は日本 でも有数の畜産基地でもあり、乳用牛は約2万頭、肉用牛については 約5万2千頭飼養されており、口蹄疫等家畜伝染病の防疫対策のため 備蓄資材や機材を整備しようとするものでございます。 特定財源としましては、70ページに記載のとおり、家畜伝染病予防手数料取扱委託金19万7,000円、酪農振興基金利子収入35万7,000円、肉用牛生産安定事業基金利子収入3万9,000円、酪農振興基金繰入金142万9,000円を計上したところです。

以上で説明を終わります。

秋 間 建設課長。

委員長

生.

建設課長

土

建設課長、土生から説明申し上げます。

7目土地改良事業費は、団体営ふるさと農道事業2地区分(実勝第 2地区、日の出地区)の事業執行に関わります経費と道営畑総・道営 草地整備事業の併せて4地区分(士幌西部南地区、士幌北部地区、上 居辺第2地区・草地新田地区)の事業執行に係る地元負担金と平成26 年度新規着手予定の西上第2地区道営畑総事業の調査計画業務に係る 地元負担金並びに、農地・水・環境保全向上対策事業に伴う9地域保 全隊の支援負担金のほか、農業用施設の維持管理等に係わる経費を計 上しているものでございます。本年度計上額は、5億2,742万9,000円、 対前年度1億7,547万円の増額となっております。主な増額要因は、 道営畑総事業と道営草地整備事業の事業費増により、19節負担金補助 及び交付金のうち道営土地改良事業の地元負担金が9,550万円増額に なったのと、国営上音更地区土地改良事業が平成19年度から着手し昨 年度までで事業が完了したので、この事業費のうち町負担の5%につ いて、本年度一括償還するため国営土地改良事業償還負担金として8、 300万円を新たに計上したことにより増となったものです。また、減 額では、ふるさと農道事業費全体で800万円の減額計上となったもの です。

それぞれの事業執行にかかる13節委託料、15節工事請負費、17節公 有財産購入費、22節補償補填及び賠償金につきましては、本年度の事 業執行内容に伴う計上によりまして節毎に増減が発生しております。

これ以外の各節では、ほぼ前年度同様の計上となっております。

特定財源については、ここに記載のとおり各事業に関連します道営 土地改良事業受益者分担金1億5,737万5,000円の他、各種補助金並び に事業債等をルールに基づき計上しています。

以上で説明を終わります。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長、道端から、8目農地集団化事業費について説明いたします。

予算総額は801万8,000円で前年度対比130万5,000円の減となっています。要因としましては、2節から4節にかけた人件費で130万5,000円の減額となっており、その他の節については前年度同様の計上額、

内容となっています。本年度も事業実施は見送り、今後の事業実施・ 推進等の検討に必要な人件費・旅費等の費用を計上したものでありま す。

以上で説明を終わります。

産業振興課長。

秋 間委員長堀江産業

産業振興課長、堀江から説明いたします。

振興課長

73ページの9目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費につきましては、前年度比10万4,000円増の1,009万5,000円で予算計上したところです。19節負担金補助及び交付金については、農地利用集積円滑化事業助成金として311万3,000円、25節積立金は農地利用集積円滑化事業基金積立金695万9,000円を計上したところです。

特定財源としては、農地利用集積円滑化事業基金利子収入405万1,000円及び雑入金604万4,000円、合わせて1,009万5,000円で、全額特定財源を見込んだところです。

以上で説明を終わります。

教育課長。

秋 間番 員長 田教 育課長

教育課長、植田より、10目山村振興特別対策事業施設費について説明いたします。

この予算は、佐倉交流センター及び伝統農業保存伝承館施設の管理 費であります。本年度予算額206万9,000円で対前年比270万9,000円の 減額でございます。この要因は、平成24年度佐倉小交流センターの屋 根及び壁塗装を実施したことによる工事請負費の減が主な内容となっ ております。

その他の各節につきましては前年度とほぼ同額となっております。 以上でございます。

高校事務長。

秋 間委員長金森高校

事務長

食品加工研修センター長、金森から説明します。

73ページをお願いいたします。11目食品加工施設費ですが、予算額4,332万4,000円で前年度比84万8,000円の増額となっております。その主な要因としまして、2節給料から4節共済費までは、新たに2年間の任期付職員1名の増で363万8,000円の増額となっております。7節賃金、臨時職員(技術指導員)1名は期間の終了により300万円の減、8節報償費から74ページに移りまして14節使用料につきましては、施設の運営、維持管理に必要な費用を計上したものであり、11節需要費は燃料費の単価のアップなどにより14万7,000円の増額、12節役務費では、し尿汲取り料の減により19万7,000円の減額となっています。14節委託料、ボイラー整備点検では温風暖房機の点検は1年毎である

為19万円の増となっております。16節原材料から19節負担金につきま しては、施設の維持管理と加工製造に係わる必要経費を計上したもの であります。

特定財源ですが、73ページに戻っていただきまして、食品加工研修 施設使用料72万円、食品加工センター売払い収入660万円、食品加工 研修材料費144万8,000円となっております。

以上で説明を終わります。

秋 間 委員長 堀江産業

振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、堀江から説明します。

75ページの2項林業費、1目林業振興費について説明します。この 目には、民有林振興に係る予算と有害鳥獣対策に係る予算を計上させ ていただいております。本年度予算861万6,000円で前年度比84万2,00 0円の減でございます。始めに、有害鳥獣対策に係る予算について説 明します。8節報償費から13節委託料までは全額、19節負担金補助及 び交付金の内、猟友会有害鳥獣駆除助成金、銃猟免許新規取得者助成 金、地域エゾシカ対策事業助成金、鳥獣被害防止対策協議会助成金、 総額で376万3,000円であります。

次に民有林振興に係る予算につきましては、19節負担金補助及び交 付金の下から3つ目に、未来につなぐ森づくり推進事業補助金461万6, 000円を計上しておりますが、この事業は平成23年度から32年度まで 行われる事業で、伐採後の確実な植林等を支援する事業でございます。

特定財源は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金284万円であり ます。

その他、19節の上から4つは、各種林業関係団体への負担金を計上 しております。

以上で説明を終わります。

秋 委員長

建設課長。 間

建設課長

生.

十.

建設課長、土生から説明申し上げます。

2目林道費では、継続事業であります道営森林管理道ワッカ美加登 線開設事業で、この事業にかかわります地元負担金を19節負担金補助 及び交付金で1,250万円を計上しています。

次に、特定財源については、辺地対策事業債として1,200万円を計 上しています。

以上で説明を終わります。

秋 間 産業振興課長。

委員長 堀江産業

産業振興課長、堀江から説明いたします。

振興課長 76ページをお開きください。7款1項1目商工振興費については、

前年度対比674万1,000円増の1億567万円を計上したところです。2 節から7節までは、一般職2人及び臨時職員1人分の人件費でありま す。19節負担金補助及び交付金では、タウンプラザ管理負担金376万2, 000円は前年度同額であります。

次に、商工会活動助成金は、前年度より300万円増額し2,194万5,00 0円で計上させていただいております。増額の理由は、昨年10月に北海道商工会連合会から各商工会に対しまして、市町村派遣職員に対する人件費は平成25年度から非補助になるという内容の通知がありました。町では、平成23年度から商工会に職員1名を派遣し、商工会では給料等を支払いし、これまでは北海道の財源による補助対象となっておりましたが、平成25年度からは、北海道の財政健全化のための見直しによりまして、市町村からの派遣職員の人件費は補助対象外とされるものであります。これにより、商工会の財源が不足するため、300万円を増額するものであります。

次に、商店街協同組合助成金は、前年度より50万円減額の71万5,00 0円で計上しております。

次に、タウンプラザ建設資金元金補助金258万円は前年度同額で債務負担行為を設定しており平成27年度で終了する予定でございます。

次に、商工業活性化推進事業助成金は、前年度より132万5,000円増額し、932万5,000円で計上しておりますが、これは平成18年度から開始した事業で、商工会で実施していただいております。内容は、商工業の担い手育成事業、転入促進事業、空き家等の解体並びに家財道具の整理事業、商店街空き店舗対策事業、商店街共同設備設置事業、企業立地促進事業、スポーツ合宿誘致事業、健康と商業の連携事業などでございます。

次に、中小企業者事業資金保証料等補給金につては、商業活動の円 滑化を図るため前年度と同額の350万円を計上し、保証料の助成と1 %の利子補給の緊急対策を継続しようとするものであります。

次に、商品券発行事業助成金につきましては、前年度と同様に当初 予算で1,000万円を計上したところであり、プレミアム商品券の発行 事業を継続しようとするものであります。

次に、企業立地促進奨励金ですが、士幌町企業立地促進条例の規定 によりまして、雇用奨励金900万円を計上しております。雇用奨励金 の単価は、町内居住の従業員1人当たり36万円で、ホクレンくみあい 飼料株式会社十勝工場で25人分を予定しております。

次に、商工業にぎわい創出推進事業助成金ですが、24年度から新たに事業開始したものですが、商工業関係の青年・女性による新たな取り組み対して支援を行い、イベント開催、商業振興、農商工連携などの推進を図ろうとするもので、助成の上限額は50万円とし、当初予算では当面2件分100万円を計上しております。

次に、住宅リフォーム費用助成事業補助金ですが、本年度新たに事業を開始するもので、当面3年間事業を継続したいと考えております。この助成事業の内容は、町内の業者を利用して30万円以上のリフォーム工事を行う場合に、工事費の10%相当を助成しようとするもので、限度額は10万円でございます。助成の方法は現金ではなく、士幌町商工会が発行する商品券を交付し、町内でお金を循環させ、町内の経済の活性化を図ろうとするものであります。

21節貸付金については、前年度と同様に中小企業者事業資金融資預 託金2,000万円を計上し、特定財源は、利子を含めた回収金2,000万5, 000円であります。

次に、2目観光振興費について説明します。観光振興費は前年度比1,802万6,000円増の7,146万4,000円であります。8節報償費では、町内温泉施設の無料入湯券取扱報償費を前年度より35万円増額し680万円で計上しております。

77ページをごらんください。次に、11節需用費ですが、修繕料を前年度より75万3,000円増額し225万3,000円としております。修繕の対象は、ピア21しほろ、しほろ温泉プラザ緑風、士幌高原ヌプカの里の3施設であります。

次に、13節委託料では、道の駅ピア21しほろ管理運営委託料646万4,000円で前年度同額、しほろ温泉プラザ緑風指定管理委託料は661万2,000円で、前年度より151万2,000円増額し、士幌高原ヌプカの里指定管理委託料1,042万円は前年度同額で計上しております。その他については、ほぼ前年度と同様でありますが、一番下の行に新拠点基本計画策定委託料として400万円計上しております。これは、昨年供用開始となりました国道274号別線ルートを活かした拠点形成のための基本計画策定のための委託経費でございます。

15節工事請負費については、士幌高原ヌプカの里施設設備の改修工事費として前年度同額の400万円を計上し、年次的に実施しております木造建物の防腐塗装などを実施することとしております。また、道の駅しほろ温泉施設設備の改修工事として26万円を計上しております。これは、道の駅しほろ温泉の屋外トイレ内に、利用頻度の少ない休憩スペースとして1区画があり、施設を管理している北海道と協議を行いまして、この区画をシャッターで間仕切りして、防災用の資機材などの倉庫として利用しようとするものであります。

18節備品購入費については、道の駅ピア21しほろ、しほろ温泉プラザ緑風、士幌高原ヌプカの里の3施設の備品購入費として150万円を計上しておりますが、施設・設備の老朽化に伴い、故障し修繕不要となった順番で備品を購入している現状にあります。

19節負担金補助及び交付金については、記載の各種団体に対する負担金及び助成金ですが、特に前年度との相違点は、上から二つ目の士

幌町観光協会負担金についてでありますが、通常分は100万円で、特 別分としてスポーツ合宿誘致事業225万円及び熱気球の球皮更新の助 成事業200万円、併せて525万円を計上しております。

スポーツ合宿誘致事業につきましては、商工会、観光協会、体育連 盟、町、教育委員会の5団体で協議会を昨年度立ち上げまして、スポ ーツ合宿やスポーツ大会等を誘致し、交流人口を拡大し、関連産業振 興による地域経済の活性化を図るとともに、来訪者との交流やノウハ ウの吸収による町民のスポーツ競技力の向上を目指し、そこから派生 する町民の健康増進による元気な人づくりを行うことにより、この町 の継続的な発展を図るための事業でございます。平成24年度から試行 的に事業を開始しておりますが、引き続き1年間継続しようとするも のであります。また、熱気球の球皮の更新の助成事業につきましては、 町内の熱気球の愛好家の方々により、士幌スカイエンジェルバルーン クラブという組織がございますが、これまで、町のイベントや各種行 事の際にバルーンの係留を行っていただいております。この団体が所 有しております、熱気球の下の人間の乗る部分のゴンドラは比較的新 しいものですが、熱気球の上の球皮の部分については、中古のもので あり老朽化により更新しなければならないということで、この購入費 に助成を行おうとするものであります。

19節の最後の行で、下居辺交流施設運営費補助金として前年度と同 額の626万円を計上しておりますが、下居辺交流施設運営費補助金交 付要綱に基づきまして、修繕料の2分の1及びA重油代の高騰による 価格差分を補助しようとするものであります。

21節貸付金は、第三セクター貸付金1,500万円ですが、しほろ温泉 を管理する株式会社ベリオーレに対して1,000万円、ピア21しほろを 管理する株式会社士幌町物産振興公社に対して500万円を貸し付ける ものでございます。

以上で説明を終わります。

質 疑 秋 間

委 員 長

細井委員

説明が終わりましたので、労働費、農林業費、商工費について質疑 を行います。ございませんか。5番、細井委員。

おはようございます。それでは、まず最初に労働諸費の部分、66ペ ージ、毎回のように質問が出るわけですけれども、失業対策事業委託 料、それから緊急雇用創出推進事業委託料、まずこの2つについてお 伺いをいたします。この失対事業については毎年出されているわけで すけれども、今年度に関してはどのような失対事業の計画がされてい るのか、またその失対事業で人数については、対策に伴う人数につい てはどのぐらいを予定されているのか、まずお聞きしたいと思います。

秋 委員長

間

主幹。

高 木

産業振興課、高木よりお答えをいたします。

産業振興 課 主 幹

失業対策事業委託料300万円についてでありますけれども、毎年12月から2月にかけて実施しております緊急雇用対策及び季節労働者雇用対策については、その年の雇用状況等を勘案して9月議会に補正予算として計上させていただいております。当初予算の300万円につきましては、この冬に実施をした事業の後片づけですとか雑木の集積、運搬、それ以外の清掃等を行う賃金及び重機の委託料として300万円を計上したものでございます。

秋 間委 員 長細井委員

5番、細井委員。

失対事業、12月から2月ということで雇用保険の関係でこの時期に 失業される方がいるということでありますけれども、なかなか冬の時期に対策ということにはなるのですけれども、仕事をされている方も 拝見するとやはり高齢の方が少し目立ってきているのかなという気が します。できればもう少し劣悪な環境ではなくて、早い時期に何とか この失対事業できないのか、そのように常日ごろ思っているわけです けれども、その部分についてはどうでしょうかね。現在では、そうい う時期的なものというのは難しいのでしょうか、お伺いをしたいと思 います。

秋 間委員長堀江産業

振興課長

振興課長。

産業振興課長、堀江からお答えします。

9月補正で予算化します冬期間の失業対策事業、これにつきましては毎年12月と1月と2月、それぞれ10日間実施しているわけでございます。失業対策でございまして、どうしても工事関係者の方もいらっしゃるということで、12月の後半ごろから失業の状態になり、その時期にやはり冬期間に事業を実施しなければならないという事情がございます。これまでもいろいろ検討してきたわけでございますが、雑木の伐採であるとか除雪であるとか、そのような事業を主としてやっているわけですが、ほかに何か別な事業があったらまた検討したいとは考えております。

以上です。

秋 間委員長細井委員

5番、細井委員。

季節的なこと、時期的なこともわかるわけであります。その部分についてはわかりました。

それでは、次の項目ですけれども、委託料ということで13節にございますので、続けて質問させていただきますけれども、次の緊急雇用創出推進事業につきましては、ちょっと昨年度から比べればやや倍増かなという気がしますのですけれども、ちょっと説明いただければ。

詳しい説明をいただければと思います。

秋 間

主幹。

委 員 長 高 木

産業振興課、高木よりお答えをいたします。

産業振興 課 主 幹

この緊急雇用創出推進事業委託料についてですけれども、国の100%の交付金事業でございまして、平成21年度から行われているもので、24年度の震災対策事業で終了する予定でございましたが、国の24年度の補正予算500億円によりまして北海道が基金造成をしまして平成25年度も引き続き実施することになったものでございます。本町におきましては、士幌町物産振興公社に観光振興、特産品開発などの事業を委託いたしまして1年間、3名の雇用を予定しております。

以上であります。

秋 間委員長出村委員

6番、出村委員。

同じところの66ページの委託料の新規事業としては一つも説明はなかったのですけれども、起業支援型地域雇用創造事業委託料の詳細をお願いします。

主幹。

高木よりお答えをいたします。

産業振興 課 主 幹

この事業につきましては、国の24年度補正予算1,000億円によって 北海道が基金造成をして平成25年度から行う新規事業で、起業後10年 以内または新事業部門を新たに展開して10年以内のNPO、それから 民間企業を対象に町から地域に根差した雇用創出に資する事業の委託 を行うものでございます。現在予定している事業につきましては、スポーツ合宿誘致事業で1名、バイオガス利活用実証事業で1名、定住 リフォーム事業で1名、合計3事業を現在要望している段階で3名の 新規雇用を予定しておりまして、事業費は約900万円でございます。 この財源は100%国からの交付金でございまして、この事業について は道からの非正規労働者数に応じて2月末に士幌町の配分枠の通知が ございまして、その額が約900万円でございました。予算編成時点で は未定でありましたので、4月から事業を執行するために当初予算に 見込みで多目の予算を計上したところでありますが、予算残につきま しては今後追加配分もあろうかと思いますので、それに備えたいと考 えております。

以上であります。

秋 間 委 員 長

和田委員

10番、和田委員。

関連で、委託料のほうの関係なのですが、今恒常的な形で失業をされている方がたくさんおられるわけですが、全て今帯広でもってハロ

ーワークを通して仕事を見つけているということなのだろうと思うのですが、なかなか40歳、50歳になると仕事が見つからないというようなことで、本町におきましてもハローワークとの関係で、特に商工会が中心となってあっせんや何かということは行われているのだろうと思うのですが、実態はどういう形になっているかお聞かせいただきたいと思います。

秋 間委員長堀江産業

振興課長

産業振興課長。

職業のあっせんにつきましてはハローワークの業務となっておりますので、市町村では実施することはできませんし、商工会で実施することもできません。商工会としましては、商工会の会員さん企業で求人などを行うときにはチラシであるとか掲示板等を活用して実施をしているようでございます。さらに、役場としましてはコミセンのロビーに求人コーナーがございまして、毎日ハローワークから求人情報が届いております。これを掲示している状況にあります。

以上です。

秋 間委員長加藤委員

12番、加藤委員。

先ほどの出村委員の起業支援型のほうの委託料の話に私も関連するのですけれども、今のところ3事業の予定をされているということですけれども、この事業は多分単年ですよね。それでいくと、実際起業された方もそれ以降、2年目、3年目以降だとか、また途中からさらにはこういった事業、いわゆる民間の方も受けるよと、NPOも受けますよという場合のいわゆる受け皿がどれぐらい幅を持っておられるのかな。この3事業だけで絞ってしまって、もうこれ以上は要はそういう支援だとか、そういうことはできませんよということなのかな。

秋 間委員長堀江産業

振興課長

産業振興課長。

国の雇用の交付金事業でございまして、今年度限りの一応事業とは 伺っているところでございます。よって、引き続き2年目、3年目に つきましてはその方を雇用していただきたいと希望するものではございます。また、雇用の補助金といいますのは計画的に予算つくという よりは突然ついたりもするわけでございまして、何ともちょっと判断がつきづらいものでございますが。

以上でございます。

秋 間 委 員 長 加藤委員

12番、加藤委員。

毎度この委託料の中のこういう雇用の創出の部分に関しては、よく 話が出るのですけれども、やはり単年度でもう先が見えないようでは その方々も支援されてもつらいだろうなという部分もあるので、それ はある程度補助金があっての考え方が1つあるのかもしれないけれども、町としてもやっぱりそういう新規の雇用の部分を広げるためにやはり補助金なしでもまた応援をしていくというような考え方あるべきではないかなと思うのですけれども、町長、どうですかね。

秋 間委員長小林町長

町長。

ご案内のように、全体的にいけば雇用情勢、本町の場合は農協のあそこのコンビナート関係を含めて雇用状況はいいのですけれども、加えて私ども管内、全国的にも失業対策予算というのは多く組んでいるわけでありますけれども、その中で財源としてやっぱり国の今回のような補正のやつを使っていくのですけれども、町としてもなるべくそういうものを活用しながら、できるだけ継続していくよということで、そういう今姿勢でできるだけ国だとか道のそういう財源を使うような努力をしていきたいと思います。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

観光、76ページの2目ですか、それにかかわることで、昨年私が一般質問で士幌高原の名前の変更やら、あそこに道の駅の終着駅をつくったらどうだと、話題性を呼んであそこに人を集めることを考えたらどうなのだろうという話をした一般質問をやったわけですが、そのとき町長の答弁は観光協会とも話し合いながら結論を出したいという答弁でありましたが、観光協会との話し合いはどのようになっているのかお聞きします。

秋 間委員長堀江産業振興課長

産業振興課長。

昨年の3月の一般質問だったと思いますが、士幌高原ヌプカの里の知名度向上対策として名称を変更してはいかがかという質問だったと思います。この件につきまして、当面観光協会の事務局も観光担当も私たち一緒なわけでございますが、まず調査を行いまして士幌町内に士幌高原であるとか士幌高原ヌプカの里、さらにはただのヌプカの里と、こういう看板が50カ所ほど設置している状況にございます。これらの名称変更に伴う看板のかけかえ費用等も一応積算はしているわけでございますが、かなり多額な経費になっておりまして、さてこの経費をどこかが負担してくれるかといいますと町道等がメーンでございまして、なかなかちょっと難しいものがあると。実際のところ、最後は財源問題とか整理して、5月に観光協会総会が予定されてございます。観光協会の会長とは何度かしゃべっているわけでございますが、それらもあわせて検討してから観光協会のほうの役員とも相談しながら進めていきたいとは思っておりますが、参考までに上士幌町で糠平温泉がぬかびら源泉郷に名称を変更して知名度向上対策を行ったと。

これにつきまして聞いたところ、ぬかびら源泉郷につきましては国道沿いであったため、北海道開発局が看板の経費を全額支出していただいたので、看板変更に要する経費はほとんどかかっていないと。しかし、我が町の士幌高原につきましては道道でございまして、国道からのアクセス、さらに道道からのアクセス、なかなかわかりづらい場所にありまして看板の数が多いという現状もございます。今後さらに検討をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

理由は金がないだろうと。士幌町は、特に観光ってないのですよね、 余りほかにPRするものが。だから、そういう後ろ向きな発言しかし ないのかなと思って、役場特有の発言かなと思っていますけれども、 やはりこういうものは攻めないと、観光というのは。だから、名前が 変更できないのだよと。できないわけではないのですけれども、看板 が金かかるだけの話でそれはだめになる。また、道の駅だって道の駅 の終着駅というネーミングでやればまたおもしろいだろうし、道の駅 のあそこは道道ですから、下居辺のあれだって道道であそこにトイレ がある、それから身障者のトイレがある、公衆電話があるというよう なことの条件でできるとすれば、ああいうところでもそういう話題性 のあるものをやっていかないと、あそこのヌプカの里にそれは日の出 のときは行きますかもしれぬけれども、ただ金をあそこで管理しても らって、あそこの管理をする人も大変だと思うのです。冬期間はなか なか人も来ないで閉鎖したりなんかしているのですから、何か後ろ向 きの発言ばかりやめようや、こういう話は。何かといえば金がないの だ、金がないのだと。だけれども、変なところにはがっぱり使ってい るのですから。変なところと言ったらあれかもしれないけれども、少 しだめな理由、行政ってどうしても何でもいくとだめな理由ばかり言 っているのです。何かやろうという発想がないのです。こういう問題 があったら、それをどうクリアしてやろうかとか、何とかという発想 を持って町職員はやってもらわないと、何か言えばやるの面倒くさい のかどうかは知らぬけれども、これはこうだからだめ、これはこうだ からやれないのだみたいな、こういう法律があるからできないのだみ たいな、それをクリアするために動力を使うか、やめるために動力を 使うか、それは町民にしたら前に進んでもらったほうがいいのです。 ぜひ観光協会や民間の人の話を聞きながら、ちょっと前向きに攻めの 行政をやってください。お願いします。

秋 間委員長加藤委員

12番、加藤委員。

76ページの商工費の商工振興費の中で19節の商品券の発行事業助成、これ1,000万円、これで3回目になると思うのですけれども、実

はこれ本当は町側に言うべきかちょっと迷っていたのですけれども、 町から出るお金の運用方法なので、できれば予算委員会のほうでかけ たほうがいいかなと思うのですけれども、実際昨年度の実施の中で例 えばプレミアムの部分で子育てカードの方には20%の増額の部分を用 意していただいたのですけれども、実は早目に売り切れてしまって行 ったときにはもうなかったと。途中で立ち消えしてしまったケースが 何かあったりして、子育ての真っ最中の親御さんのほうから、いわゆ る子育て真っ最中で当然朝そんな早くにも行けない、当然共稼ぎをし ているという方々がそれをもらいに行きたくてもなかなか都合がつか なくて、やっと行ったときには売り切れましたよと、それでちょん切 られてしまったということでかなりちょっと不満が出ていたというこ とがあったのです。本来は、商工会の判断でやられるものだというふ うに私も理解はするのですけれども、1,000万円のお金を出している 町側もできれば町民皆さんにやっぱり公平に使えるチャンスを用意す るように考えてくださいよという言葉をつけ加えたほうがよろしいの ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

秋 間香 員 長堀江産業振興課長

産業振興課長。

プレミアム商品券の質問でございますが、以前はプレミアム10%、これが一般分です。さらに、子育て分につきましては20%のプレミアムで実施しておりましたが、24年度につきましては士幌町の商工会で検討した結果、子育ての20%はやめて一般の10%に統一したようでございます。そして、この件につきまして直接子育てをしている方からの苦情といいますか、連絡とか問い合わせとかは役場にはなかったわけですが、一部の議員さんからちょっと指摘があり、商工会に確認したところでございますが、商工会にも多数この子育ての20%を継続してほしいという要望が寄せられているという実情でございました。これを受けまして、ちょっと予算には間に合わなかったわけでございますが、この事業の実施前につきましては商工会さんと十分協議させていただき、事業を再開したいかなという検討を行いたいと思います。

なお、売り切れの問題でございますが、また子育ての部分を復活するということは、一般分の枚数が減るということになります。これが現在の1,000万円による助成が不足するというおそれも生じるわけでございます。一般分でいっぱいになってもう買えないとか、子育て分で買えないとか、どっちでどういうバランスで組み立てるかという予想もしなければならないわけでございますが、十分事業実施の商工会と検討していきたいと考えております。この商品券につきましては、商工会の会員のみならず、農協であるとかコンビニであるとか、町内ほとんどの事業所さんが参加しております。非常に有意義な事業であるとも考えておりますので、十分検討したいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

秋 間 委 員 長 12番、加藤委員。

加藤委員

結果的に町内での消費が伸びるというのは本当にいいことなので す。この事業は、やっぱり僕も続けたほうがいいだろうなと思うので すけれども、先ほども言ったように不公平感がないようなやっぱり使 い方が何よりだろうと私は思いますので、どうかその話し合いの場面、 一生懸命考えてよりよい方法を考えていただきたいと思いますので、 よろしくお願いします。

秋 間 委 員 長 細井委員

5番、細井委員。

ただいまのページと同ページで一番最後の19節、76ページの19節、 住宅リフォーム費の助成310万円の計上でございますけれども、この リフォーム、先ほど課長のほうから30万円以上で10%ということで10 万円打ち切りということで説明ありましたけれども、この部分につい て例えば所得制限を設けるのか、それから高齢者に限定するとか、そ ういうお考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

秋 間 委 員 長 堀江産業 振興課長

産業振興課長。

住宅リフォームにつきましては、藤井主査に説明させます。

産 業 振興課 担当主査

産業振興課産業振興グループ、藤井よりお答えいたします。

細井委員の質問にありました所得制限だとか高齢者に限定するとい うものは予定しておりません。課長の説明にもありましたけれども、 町内に住宅を持って実際にその住宅に住んでいる方を対象にこの事業 を行うもので、また町内に町外から転入されてきた方も対象に事業を 行う予定でございます。

以上です。

秋 間 委 員 長 細井委員 5番、細井委員。

リフォームについては非常にお金がかかるというふうな、私もそう いうふうに理解しているのですけれども、本町の公営住宅、古いもの ではたしか昭和46年、もう既にかなりやっぱり古い状態で、またその 全ての住宅を当然建てかえも予定してはいると思うのですけれども、 そのような中で持ち家を持ってお住まいの方よりは、やはり公営住宅 に住んでいらっしゃる方は大変それだけの年数が経過していますか ら、傷んでいたり、やっぱり不便なところもあると思うのです。そう いったところに、確かにリフォームで310万円という高額を出すのも 一つかもしれませんけれども、またそうやって古い公営住宅にお住ま いの方、当然屋根のペンキを塗ったとか、サッシに変えたということ はそれぞれの年にやってはいるのですけれども、もう少し住みやすい環境のために公営住宅、リフォームのこの310万円が妥当かどうかというのは私もちょっと判断ができないのですけれども、またそういったところも考えながら公営住宅のほうにも少し目を向けて、もっともっと目を向けていただきたいなというふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

秋 間委員長小林町長

町長。

このリフォームにつきましては、どちらかというと町内定住とあわせて町内企業に事業をやっていただくということで助成をするということですから、この事業においては所得制限であるとか高齢者というふうに今は考えていないわけですけれども、高齢者については介護保険の中に改修があるので、高齢者についてはそちらで救われるということでありますから、とりあえず今年こういう形で進めるのでありますけれども、もう一つ、公営住宅でありますけれども、確かに古い住宅があって、先ほど行政執行方針でも申し上げましたけれども、23年度で長寿命化計画を立てましたので、その計画に基づいて今後も公営住宅の整備なり改修なりは行っていくという予定でありますけれども、これまで日常的に屋根だとかプラストサッシ等を行ったのでありますけれども、緊急のものについては随時修繕をしていくというような努力をしながら、そういう長寿命化事業計画につなげていくという取り組みをしていきたいというふうに思っています。

秋 間 委 員 長 清水委員

8番、清水委員。

今のに関連してお伺いしますが、住宅リフォーム助成制度について のことについては私は何度も一般質問で町長に迫ったことがあるので す。今年度初めてそれに取り組むということで、非常に私はいい方向 になっていっているなというふうに歓迎したいと思います。特に住宅 リフォーム助成制度の中でどれだけ町内での需要がふえるかという、 ですからもちろん先ほど課長が説明されたように助成金そのものは商 品券でということで、商店街の活性化につなげるということでいいこ とだと思っています。ただ、助成の内容、工事の内容、どういうもの を含めるのかということについては、今後3年間ということですから、 そういうことについて自治体によってはリフォーム助成の条例をつく っているのです。条例の中でどこまでやるのかと、何々をどこまでや るものを助成の対象にするというふうに、そこまでしないと本来の目 的といいますか、それを達成するために、そして同時に大勢の町民に それを活用してもらうということからいきますと、ただ建物の改修だ けというふうになるのか。私も一般質問で申し上げているのですが、 さまざま対象にするという考え方はあるのですよと。例えば壁の張り

かえだとか塗装、屋根の塗装だとか、そういう幅広いどこまでを範囲にするかという、それはやっぱり条例でもつくらないとできないのです。そういうふうにしていかないと、ここまでという範囲を決めてもいいですよ。だけれども、一般的に条例をつくって、その条例の中でここまでやりますと、そしてそれを町民に示していくということが正しいというか、そのほうが行政として進めるには進みやすいのではないかなというふうに思うのですが、その辺についての考え方は持っていませんか。

秋 間委員長堀江産業振興課長

産業振興課長。

リフォーム工事の内容について、条例で規定してはいかがかという質問でございますが、士幌町は実施するのが今回当然初めてでございまして、他町村の事例を見ますと要綱等で規定して、やりながらいろいろ改善していくという方法をとっているようでございます。先に池田町であるとか何町村かは調べておりますが、これでは規定が足りなかったからここを改善してふやそうであるとか、そういうものも出てきているようでございますので、我が町につきましても条例ではなくて当面要綱で事業を実施したいと考えております。内容につきましては、これは商工会であるとか保健福祉課であるとか教育委員会だとか、あらゆる団体と協議をしている現状でございます。さらには、事業者の方々に説明会も開催して周知して事業を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

秋 間 委 員 長 清水委員

8番、清水委員。

もう一度確認しますが、そうすると今課長が言われましたようにそれぞれ関係者と今後協議しながら、その範囲も進めるということですか。既に要綱で定めているということですか。私がお聞きしたいのは、どこまでを助成の範囲にするのかということがはっきり町民に知らされないと、それを十分に活用できないということになりますから、そういう内容が決まればできるだけ早く町民に周知して活用していただくということが必要だというふうに思いますので、そこのところをぜひそういう進め方をしていただきたいというふうに思います。

秋 間香 員 長堀 工 産 業振 興 課 長

産業振興課長。

工事の内容についても現段階ではいろいろと決めているわけございますが、この周知方法につきましては事業者、やる業者さんに対しましては3月25日に商工会の会員、さらに会員以外の方もあわせまして説明会を開催し、さらに町民の皆様には役場だよりの発送日、3月31日、予算が議決されましたら年度末に全戸にチラシを配布したいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

秋間

まだ質疑は続きそうですか。

委員長

(何事か言う者あり)

秋 間委員長

であるのなら、ここで一旦暫時休憩をします。 それでは、15分まで休憩をいたします。

> 午前11時05分 休憩 午前11時15分 再開

秋 間

休憩前に引き続き委員会を開きます。

委 員 長

7番、服部委員。

服部委員

69ページ、農業振興費の中の25節の積立金なのですが、これについては3月12日の日の条例に基づくものですよね。そうですね。それで、災害発生時の支援経費だとか、それから災害を未然に防止するための経費となっているのですが、具体的にと言ってはなんですが、何かわかるような、どういうふうに使うという形がわかればお願いいたします。

秋 間 委 員 長 堀江産業 振興課長

産業振興課長。

この基金につきましては、条例記載の目的のとおりでございますが、 普通基金は運用委員会だとかそういうものをつくるわけですが、この 基金については特段そういう組織をつくる予定はございません。議会 で相談しながら、例えばでございますが、口蹄疫で国で見れない経費 であるとか、そういうものは考えておりますが、1件1件につきまし て議会と協議して予算で基金を処分して活用していきたいと考えてい るものでございます。

秋 間委員長清水委員

8番、清水委員。

主查。

同じく69ページの19節の一番下ですが、青年就農給付金150万円計上されていますが、ちょっと内容を説明していただけますか。

秋 間長 業

産業振興課、増田より説明いたします。

振 興 課 担当主査

青年就農給付金につきましては、就農前の農業大学校などでの研修に対し支援する準備型というものと就農後経営が安定するまでの間を支援する経営開始型と2種類ございます。今回予算計上しております150万円につきましては、経営開始型のほうで1名を見込んでおります。経営開始型につきましては、就農開始から5年間支給されるというものでございまして、親元就農も対象となりますけれども、所得が250万円未満という縛りもありまして、現在は1名対象になっている

ということでございます。 以上でございます。

秋 間 委 員 長 清水委員

8番、清水委員。

主查。

ちょっと確認しますが、これは親元就農でも今言うように所得金額が250万円以下であれば対象になるということですか。

秋 委 産 振 担計 長 業 課 者

親元就農した場合でも対象とはなりますけれども、要件が、縛りが きつくて就農、親元に帰ってきて5年以内に独立自営というか、名義 を変更するというのか、そういった場合には対象になってきますけれ

ども、あくまでも帰ってきたときからスタートして5年以内というこ

とになっています。

以上です。

秋 間 委 員 長 細井委員

5番、細井委員。

関連ですけれども、今親元へ帰られて5年ということで、僕もそうなのですけれども、昔はよく僕の時代は農業後継者というふうに言われて、今も言われることがありますけれども、私の息子も1回違うところに勤めて帰ってきたのですけれども、僕は農業後継者という、後継者ということ自体がちょっと問題があるのではないかと。若い人たちは、みずから農業という職業を選んでやっているのだと、たまた選んだところが親元であったということですから、そこら辺で新しい就農者も、それから自分のうちで農家を始める人もこれはやっぱり新規に就農するというふうに判断したほうが、僕自体は農業後継者と言われること、僕自身がそうでしたけれども、非常にやっぱり決して後を継いだのではない。特に今の若い人は、農業という仕事を自分で選択してついたのだと。そういうことですから、もう少しこの部分を広げていただきたいと。今の観念にとらわれずに、もう少しそうやって来た農家の若い人たちにも給付できるような形をとってもらいたい。町長、いかがですか。

秋 間委員長小林町長

町長。

これは、ご案内のように国の人・農地プランに基づいてやるというもので、今私ども細井委員がおっしゃったようなことは組合長ともどもいろんな機会に言っているのですけれども、なかなか北海道の実態と合わないということなので、当面私どもで対象になるというのは1名なのですけれども、実際に親元の場合はいろいろな規制があって十勝の農業の場合はなかなか対象にならないのでありますけれども、今

後ともぜひこれが北海道の担い手育成に続くように引き続き農協とも ども国に対し、いろんな角度で要望してまいりたいと思いますので、 ご理解いただきたいと思います。

秋 間委員長

出村委員

6番、出村委員。

同じく69ページの農業担い手支援協議会、名前が変わった協議会の助成金なのですけれども、10万円増額されたということなのですけれども、何か今までと違った活動をされるのか、また活動を強化されるのか、その辺をお伺いいたします。

秋 間委員長堀江産業振興課長

産業振興課長。

農業担い手支援協議会の活動助成金、10万円アップしているわけですが、これにつきましては旅費というか、費用弁償で増加したものでございます。さらに、先ほど説明しておりますが、8節補償費で農業等相談員の報償費を減額しております。この件につきましては、農業等相談員を配置しております農業委員会に補足説明をお願いいたします。

秋 間長 道端農委事務局長

農業委員会事務局長。

この件なのですけれども、従前24年度まで担い手相談員をやられた 方が年齢的、体力的にちょっと今までどおり十分な活動ができないお それがあるということでございまして、報償費を辞退したいというこ とのお話がございまして、協議の結果、活動につきましては担い手相 談員当時とほぼ同じような活動をいたしますけれども、報償は辞退し て新たに約60万円から10万円程度の費用で一応活動させていただきた いということでこのような形になってございます。

以上でございます。

秋 間委員長細井委員

5番、細井委員。

69ページの農業振興費の中、19節でありますけれども、2番目に農業後継者就農激励会負担金ということで10万円の計上であります。大変私も農業者として農業後継者に激励会を開いていただけるということは大変うれしいのですけれども、前にも話はあったと思うのですけれども、これは農業だけではなく商工の方もやはり新しく我が町で営まれる方もいらっしゃるので、農業後継者だけではなくて商工の方も新規に、また戻られた方いろいろありますけれども、そのような方もあわせて農業者と、それから商工の関係の方もあわせて激励会を開いてはいかがでしょうかということですけれども、どうでしょうか。そのようなお考えはありませんか。

秋 間

産業振興課長。

委員長 堀江産業

振興課長

農業後継者の就農激励会の負担金でございますが、農業の後継者に関しましては農協と町で折半で経費を負担しまして実行委員会形式で実施しているものでございます。確かに商工業におきましては、このような激励会の予算がございませんし、商工会でもなかったような気がしております。今後商工会さんとも十分検討して考えてはいきたいと思いますが、なかなか農業者の方と違いまして商工業者の方が一堂で集まってやるとか、なかなか時間帯に商売をしている関係で難しいという問題もございますので、商工会長とよく協議しながら進めたいと思います。よろしくお願いします。

秋 間委員長

大西委員

11番、大西委員。

商工業者の後継者ってそうそう毎年いないのですよね、そんなにそんなに、農業と違って。ですから、商工関係だけで激励会というのはちょっと難しいのだと思うのです、毎年予算とるわけにもいかないし。とすれば、農協と折半なら人数によってやればいいだけですから、商工業者にいれば商工会と折半すればいいわけでしょう。それで、農業後継者を産業後継者激励会でいいでしょう、名前変えれば。そのぐらいちょっと頭かたいのをやわらかくして、広くみんなに町民に使える

ようにしたらいかがなものですか。だって、産業振興の場所でやっている話だから公平に農業の後継者だけでなく、町長、そのぐらいのことできるでしょう、そんな簡単なこと。

秋 間委員長

小林町長

町長。

予算的にいったらできないわけではないけれども、これは農業については農協と協議してやるわけですから、当然商工会の考え方も聞きながらぜひ検討させていただきたいと思います。

秋 間委員長

そのほかございますか。

(なし)

秋 間委員長

なければ、説明員の交代のため暫時休憩いたします。

暫時休憩

説 明 秋

間

それでは、休憩を解き、土木費について説明を願います。建設課長。

委 員 長 土 生

建設課長、土生から説明申し上げます。

建設課長

78ページをごらんください。1項土木管理費、1目土木総務費で、

町道の管理、街路灯の維持管理費と各種団体への負担金を計上しています。本年度計上額は、2,824万5,000円で対前年1,352万4,000円の増額となっています。主な増額要因は、今年度から新たに2カ年程度で街路灯を省エネタイプに交換する工事に着手するもので、15節工事請負費で1,500万円を計上しております。

これ以外の各節につきましては、ほぼ前年度同様の計上となっております。

特定財源につきましては、道路占用使用料610万円、河川占用使用料2万6,000円を計上しています。

以上で説明を終わります。

秋 間

総務企画課長。

委員長後藤総務

総務企画課長、後藤より説明申し上げます。

企画課長

2目土地開発基金費ですが、予算額29万2,000円で前年度対比3万8,000円の減額で、基金利子分を繰出しし積み立てるものであります。

特定財源は、同基金利子収入を全額充当しております。

以上で説明を終わります。

間建設課長。

秋 間番 員 長土 生建設課長

建設課長、土生から説明申し上げます。

3目公園管理費は、本年度計上額は1,231万9,000円で対前年度予算額と比較しますと910万1,000円の減額となっております。主な減額の要因は、昨年度計上しておりましたコミユニーティー広場の遊具等の改修工事が完了したことによるものです。今年度は、町が分譲団地として造成しました士幌北団地に隣接する町有地に士幌北団地公園として遊具等を配置し整備するもので、15節工事請負費で350万円を計上しております。

この節以外は、ほぼ前年度同様の計上となっています。

特定財源につきましては、ふるさと体験広場使用料1,000円と公園 敷地貸付料1,000円を計上しています。

次に、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費ですが79ページをごらんください。道路の維持管理に関わる職員の人件費と事務所経費等の諸費用を計上しています。本年度計上額は2,662万円で対前年度42万の増額となっています。主な増額要因は、2節から4節まで人件費にかかる部分で35万5,000円、18節備品購入費で消火器の購入のため4万1,000円の増額なったところです。

これ以外の節では、ほぼ前年同様の計上となっています。

次に、2目道路橋梁維持費で、町道の維持管理と冬期間の除雪等に係る費用で、本年度計上額は5,227万7,000円で対前年度73万7,000円の増額となっています。主な増額要因は、80ページに移りまして町有

車両の車検にかかる費用として11節需用費の修繕料で72万円の増額計 上となったところです。

この節以外は、ほぼ前年度同様の計上となっておりますが、主な節での計上は13節で、道路維持管理の業務委託と舗装補修などの経費1,940万4,000円、14節は、夏の道路維持と除雪に係る重機借上料等1,584万円を計上しております。

次に、3目道路橋梁新設改良費ですが、社会資本整備交付金事業3路線と地方特定道路事業3路線、町単独の公共施設整備工事に要する経費を計上しているものでございます。本年度計上額は3億8,364万円で対前年度398万4,000円の減額となっております。主な減額要因は、道路事業費の減によるものです。各節での計上につきましては、本年度の事業執行に係る13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費、22節補償補填及び賠償金につきましては、事業執行内容により増減が発生しております。

これ以外の2節から12節までと14節にかかります経費はほぼ前年度 同様の計上となっております。

80ページをごらんください。特定財源につきましては、社会資本整備交付金9,600万円を計上したほか、ここに記載のとおり各種起債を合わせまして1億2,910万円を計上しています。

81ページに移りまして、3項河川費、1目河川維持費は、北海道管理である音更川とワッカクンネップ川に設置されている樋管2箇所の管理受託経費と財産譲与用地登記委託料を計上しているもので、本年度計上額94万5,000円で対前年度と同額となっております。

各節の計上は、ほぼ前年度同様となっています。

特定財源につきましては、樋管樋門操作業務委託金4万5,000円を 計上しております。

次に、4項都市計画費、1目公共下水道事業費は、本年度計上額は 8,543万2,000円で826万2,000円の増額となっております。この全額を 28節繰出金で公共下水道事業特別会計予算に繰出すもので、詳細は公 共下水道事業特別会計予算で説明申し上げます。

次に、82ページをごらんください。5 項住宅費、1 目住宅管理費は、町営住宅の管理経費で、本年度計上額は2,596万7,000円で159万3,000円の増額となっております。この主な増額要因は、2 節から4 節までの人件費で109万3,000円と15節工事請負費の公営住宅の団地公園の遊具整備で80万9,000円を計上し節全体で34万9,000円の増となったところです。

この節以外は、ほぼ前年度同様の計上となっています。

特定財源につきましては、各種町営住宅に関連します使用料合わせて2,059万2,000円と地域住宅計画関連事業交付金80万円、町営住宅敷金預金利子2万5,000円を計上しています。

次に83ページをごらんください。2目住宅建設費は、町営住宅の建 替に関する経費と住宅建築確認申請事務、住宅支援機構の住宅審査業 務等の事務経費で、本年度計上額は2,002万1,000円で対前年度1,156 万2,000円の増額となっております。主な増額要因は、町営住宅の建 替に関連する経費で13節委託料の設計業務委託料で535万2,000円、15 節工事請負費で現町営住宅のうち若葉団地の2棟(S46建設)にかか る解体工事で575万円と解体する町営住宅に入居されております3世 帯分の引っ越し費用として、22節補償補填賠償金の移転補償費として 28万8,000円が増額となったところです。

この節以外は、ほぼ前年度同様の計上となっております。

特定財源につきましては、町営住宅使用料1,526万5,000円、地域住宅計画関連事業交付金456万8,000円のほか、ここに記載の各種委託金合計で18万8,000円を計上しています。

3目住宅団地造成管理費は、町の住宅分譲地に係る諸費用で、本年度計上額は520万4,000円で対前年度2,659万8,000円の減額となっております。本年度は住宅団地造成がありませんので大幅な減額となっております。主な節では、19節負担金補助及び交付金でみのり野団地の定住促進対策として本年度も太陽光発電設置に伴う助成金を昨年度と同額の116万円2戸分を計上しています。

この節以外は、前年度とほぼ同様の計上となっております。

以上で説明を終わります。

質 疑

秋 間委員長

服部委員

説明が終わりましたので、土木費について質疑を行います。ございませんか。7番、服部委員。

今いろいろとほかで問題になっていますトンネルからの崩れたとかというような耐用年数がたってきている道路、それから橋梁について町としてはどのような把握をしているのか、どのように対応しているのかお聞きいたします。

秋 間委員長土 生

建設課長。

土 生 建設課長、土生よりお答えをいたします。

建設課長

本町内には、トンネルはまず存在をしないと。橋梁については存在をしてございますけれども、橋梁についてはそれぞれ点検業務を実際に実施をしてございまして、今後それらにかかわりますカルテを作成したと同時に今後の修繕計画等を検討していくということになります。それぞれライフサイクルコストということで、できるだけ長寿命化をしながら利用をしていくという考え方のもとに今後方針を立てることになるということで、現在は作業に橋梁のほうについては着手をしているという状況でございます。これ以外の一般の工作物については、本町の場合には特段に大きなものが存在しないことから、今現在については橋梁のみ実施をしているところでございます。

以上でございます。

秋 間 委 員 長 出村委員

6番、出村委員。

今月の2日の暴風雪により9名の方が災害を受けて亡くなったわけなのですけれども、町内においてそういった危険な箇所だとか、そういったことを把握されているのかどうか。また、把握されていればどのような対策を講じているのかお聞きいたします。

秋 間委員長土 生建設課長

建設課長。

どういった箇所がこの間の中標津で起きたような危険な箇所かということでございますけれども、やはり本町内でも一般車両が多く通行する広域路線の性格を持った路線が極めて危険な箇所ということで選定されるのかなというふうに我々は思っております。現在では、そういった危険路線については町内には重立ったところでは4路線、土幌幹線ですとか士幌東3線、それから士幌東4線、川西については川西西9線というふうにそれぞれ隣接する町と連絡している路線については、そういった箇所の一般車両が町内の住民の生活道路という趣旨よりも一般の通行量が多い路線ということが一番危険かなというふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

秋 間委員長出村委員

6番、出村委員。

言われたそういった箇所があるということで、今後それに対しての何らかの対策というのは考えられているのかどうかお伺いいたします。

秋 間委員長土 生建設課長

建設課長。

建設課長、土生からお答えをいたします。

現在につきましては、その路線の中で全部ではございませんが、その路線の部分で想定しますそれぞれ危険箇所については、過去に防雪柵等を既に設置をしているというところでございます。これらについては防雪柵を設置をしながら、あわせまして簡易の防雪柵も町内にはほかにこの路線以外には簡易に農家さんの土地を借りながら防雪柵を簡易的に取り外しができるものを設置をしたりしてございます。ただし、ご存じのように防雪柵が絶対ではなかったという状況でございますので、抜本的な対策としましてはやはり現状の中では道路、路肩にそれぞれ堆積、過去の雪によって堆積をされた雪をできるだけ排除をして、視程障害になるような部分のドライバーさんの目線から極力避けた中でそれぞれ通行を確保するということをやっていくということが一番大切かなというふうに思います。単純に中標津でありましたよ

うに道道等で通行どめをするということになりましても、町道の場合にはそれぞれ本格的なゲート等を設置してございませんので、簡易的なバリケードを置くことによって逆にそれらが見えなくて立ち往生をすると、突っ込んで立ち往生するということも考えられますので、それぞれまずはそういった日々の除雪に対して努力をしていくということになろうかと思います。ただし、この間のような事象が発生した場合については、なかなか抜本的な状況でもないと。視程障害が起きている段階で除雪車も出動しますと、一般車両との接触事故等も考えられますし、それが不測の事態の大事故につながることもございますので、視程障害が発生するような気象条件の場合には出動も十分慎重に実施をしていかなければならないという状況でございますので、できるだけふだんから猛吹雪等については不急の外出を避けていただくように町民の皆さんにもお願いをしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

どうしていいかわからぬような事態なのです、本当は。どうすればいいのかわからないけれども、今回のあの事故、多くが防雪柵の切れ目、防雪柵のところは雪来ないのだけれども、切れたところに吹きだまりがあってそこではまってしまったということが多いので、防雪柵のやめるところなのだと思うのです。本当に風が吹かないようなところでやめておけばいいのだけれども、途中でばつんと切ってしまうとそこがもう一番風の通り道になってしまうし、これからこの異常気象というのはどこで起きるかわからない。先日でも帯広あたりでも最大風速27mか28m、30m近くなるわけですから、これはやっぱりいつなるかわからぬ事故ということだけ覚えていて、先ほど課長の言ったように十分注意しながら、それと防雪柵をどこでやめるかというやめ口がやっぱり難しいのだと思うのです。その辺も検証しながらちょっと見て点検してほしいなと思います。

秋 間委員長和田委員

10番、和田委員。

78ページ、土木費のところで節では15節、街路灯の取りかえ工事で1,500万円ということなのですが、今はマイマイガが終息しているわけですが、この取りかえ、中身では省エネタイプをということで言われていましたが、これはそういうマイマイガを対象とした形での考え方もあるのでしょうか。

秋 間委員長

主查。

建設課

建設課土木公園担当主査、亀野より説明いたします。

担当主查

今回の交換に至りましてはLEDを採用したいと考えてございます。しかしながら、100%虫をよけるというランプは存在いたしませんので、できるだけ極力少なくするということでご理解をいただければと思いましてLEDを採用してございます。

以上でございます。

秋 間

10番、和田委員。

委 員 長

和田委員

それで、この今回の範囲なのですが、士幌町は本通りや何かは全部オレンジ灯になっているわけですが、そういう形で省エネタイプ、LEDということなのですが、これはどことどこの範囲までになりますか。

秋 間

主查。

委 員 長

建設課

担当主査

範囲につきましては、今回の対象街灯につきましては防犯灯という 形で本来の街路灯、大きいものに比べて現在の水銀灯の80Wを使用し ている街灯を対象に交換をしていこうと考えております。基数につき ましては300基を予定をしておりまして、本年度につきましては150基 を予定してございます。

以上でございます。

秋 間

5番、細井委員。

委 員 長

細井委員

関連で質問させていただきます。過去に全部街路灯をLEDに取りかえると、およそ試算で1億円ぐらいかかるのでないかというお話もあったのですけれども、そういった中で今3,000万円ぐらいで80Wが変わるということなのですけれども、町内全部を変えるというお考えはないのか、まずお聞きします。

秋 間

建設課長。

委 員 長

十. 生.

建設課長

街路灯につきましては、過去に昨年度も1億円程度というふうにお話をしているところでございますけれども、現在は防犯灯から着手をするということでございまして、道路照明につきましては今後具体的に検討しながら精査をしていきたいというふうに考えてございますので、いましばらく時間をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

秋 間委員長

11番、大西委員。

大西委員

昨年の暮れ、274の別線ルートができました。それで、旧と言ったらいいのか、以前使っていた274の国道をどのような管理をしていくのか、どこが管理するのか、その辺決まったのなら決まったやつを教

えてほしいし、今交渉中なら交渉中、どういうふうな動きになっているのかちょっとお聞きします。

秋 間

建設課長。

委 員 長 土 生

建設課長、土生からお答えをします。

建設課長

現在の274の今までの活用をして供用開始しておりましたルートについては、現在は帯広開発建設部の所管の道路のままダブルウエーという形で新ルートと旧ルートそれぞれ2本が管理をされている状況でございます。将来的にどうなるかというのは、それぞれ今後検討を進めるべく事務方の中ではそれぞれ協議をしてございますけれども、地方分権に絡みますいろんな要素が絡んできますので、現段階では方向性が出ているとか、そういうことではございませんので、いましばらくの間はダブルウエーとして国道が管理をしていくという状況になろうかと思います。

以上でございます。 11番、大西委員。

秋 間委員長大西委員

町で見れとか道道に格下げするとかという話一時あったけれども、 そういう話は今のところは全然ないということですか。

秋 間委員長土 生

建設課長。

土生からお答えします。

建設課長

国から言われている状況におきましては、現段階においてはそういった町道なり道道にという話は最初の段階でございましたけれども、町のほうとしましてはご存じのように現在の274のルートにつきましては道道がそれぞれ接続をしているということで、道道の接続路線でいきますと少なからず5路線がつながっている、接点があるということでございますので、単純に町道として受けることはできないし、そういった中での協議を進めているというところでございますけれども、今後の協議によってはどういう方向になるかはわかりませんけれども、確かに道道だとか町道に引き継いでいただきたいという国の希望はありますけれども、それぞれ北海道とも協議をしながら、町は連携をしながら現在協議をしているという状況でございます。

秋 間委員長

ございませんか。

(な し)

説 明 秋 間 委 員 長

ないようであれば、次に消防費について説明を願います。

(何事か言う者あり)

秋 間 委員長

もう昼食の時間でございますけれども、消防の方が来てみえており ますし、また業務のことにも支障が出ては困りますので、このまま続 行させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。 それでは、総務課長、説明願います。

後藤総務

総務企画課長、後藤より説明申し上げます。

企画課長

84ページ、9款1項1目消防費ですが、北十勝消防事務組合に対す る負担金で、署費・団費、本部共通経費の合計予算額は2億1,855万8. 000円で前年度対比649万3,000円の増額となっております。

特定財源としまして、一般単独事業債270万円を充当しております。 以上で説明を終わります。

質疑

秋 間 委員長

委員長

説明が終わりましたので、質疑を行います。ございませんか。

(な し)

ないようであれば、暫時休憩をいたします。 秋 間

暫時休憩

秋 間 委員長 それでは、休憩を解き委員会を再開します。 ここで1時30分まで昼食休憩といたします。

> 午後 0時06分 休憩 午後 1時30分 再開

秋 間 説明

委員長

植 \mathbf{H}

教育課長

休憩前に引き続き特別委員会を開きます。

次に、教育費について説明願います。教育課長。

教育課長、植田から10款教育費について説明申しあげます。

84ページ、1項1目教育総務費ですが、本年度予算額1億857万5,0 00円で対前年比391万7,000円の減額でございます。主な要因は、平成 24年度と対比して職員の異動等に伴い2節給料、3節職員手当等、4 節共済費等職員給与等関連合わせて254万4,000円の減、85ページの11 節需用費で平成24年度郷土読本しほろ作成のための印刷製本費で189 万円が減額となっていますが、一方、本年度は教育委員の道外視察研 修等により9節旅費が88万円増加しております。

その他各節については概ね前年度並みの計上となったところです。 次に、86ページをお開きください。2項1目小学校費の学校管理費 ですが、本年度予算額8,511万9,000円で対前年比695万3,000円の増で ございます。主な内容は、11節の需用費の消耗品費で上居辺、佐倉、 北中音更、新田小学校のプールの濾過器フイルター交換で40万円の増、 燃料費の単価アップにより137万5,000円の増、同じく修繕料で24万1,

- 31 -

000円の増、87ページに移り、13節委託料で地下タンク検査を3校で予定し17万6,000円、15節の工事請負費は中士幌小学校体育館塗装、プール解体、士幌小学校の雨漏り修繕、教職員住宅塗装工事等で287万円の増、18節備品購入費でパソコンの更新等で39万1,000円の増が主な内容でございます。

特定財源は、記載のとおり5件で516万1,000円を計上しています。 次に、87ページの下段で、2項2目教育振興費ですが、本年度予算額4,188万9,000円で対前年比509万4,000円の増額でございます。主な要因としては、4節共済費41万6,000円の増、88ページの7節賃金で支援員の増員により232万9,000円の増、14節使用料及び賃借料ではバス借上げ回数を増加したことににより27万円の増、18節備品購入費では児童用図書費を前年より60万9,000円増額、佐倉、新田、西上小のパソコンの更新で231万7,000円の増、19節の負担金補助及び交付金では都市交流の対象人数が減少することから86万8,000円の減が主な要因でございます。

特定財源としては、就学援助費補助金を含む3件34万2,000円を充 当してございます。

同じく88ページの2項3目言語学級費、ことばの教室でありますが2,205万9,000円で対前年比72万5,000円の増額であります。2節の給料から4節の共済費で59万4,000円の増額で、その他の節につきましては、ほぼ前年度並みを見込んでおります。

特定財源としては、上士幌町よりの幼児療育センター通所負担金で149万6,000円を計上しております。

次に90ページをお開きください。 3 項 1 目中学校費の学校管理費ですが、本年度予算額は2,208万9,000円で対前年費104万6,000円の増額となっております。主な要因は、11節の需用費の燃料費の単価アップにより105万1,000円の増、15節の工事請負費は対前年比で58万4,000円の減、18節の備品購入は小型除雪機の更新で56万2,000円の増が主な要因でございます。

特定財源は、教職員住宅貸付料等2件で65万5,000円を計上しております。

同じく91ページの3項2目教育振興費ですが、本年度予算額は1,047万6,000円で対前年比44万2,000円の減額でございます。主な要因は、14節の使用料及び賃借料の自動車借上料で、宿泊研修を管内から管外に変更したことにより26万2,000円の増、18節の備品購入で25年度は学習指導要領の改訂がなくなったことにより63万円の減などが主な要因でございます。

特定財源は、就学援助費補助金を含めて3件で59万9,000円を見込んでいるところでございます。

次に、3項3目スクールバス管理費ですが、本年度予算額は4,570

万円で対前年比109万5,000円の増額であります。11節需用費の修繕料は車両老朽化により80万円の増、92ページに移りまして、13節委託料では燃料単価アップのため、35万6,000円の増が主な要因となっております。

以上でございます。

秋 間委員長金森高校

事務長

☆森高校 高校事務長、金森から説明します。

高校事務長。

92ページをお開きください。4項1目学校管理費ですが、予算額4,881万2,000円で前年度比68万1,000円の減額となっております。2節 給料から4節共済費までは、一般職員3名分で113万4,000円の減額、11節需用費の燃料費において、単価上昇により42万6,000円の増額となっております。

93ページに移りまして、15節工事請負費では、教員住宅の塗装工事2戸分130万3,000千円となっております。

特定財源ですが、92ページに戻っていただきまして、教職員住宅貸付料389万8,000円の他記載のとおりとなっております。

93ページに移りまして、2目教育振興費ですが、予算額2億7,672万1,000円で前年度比283万9,000円の増額となっております。

94ページに移りまして、その主な要因としまして、2節給料から4 節共済費までは、204万7,000円の増額、7節賃金は書道講師1名分で 96万円計上、8節報償費は、各種講座謝礼として2万4,000円で前年 度比77万2,000円の減額、9節旅費は人事異動に伴う赴任旅費において9万4,000円の減額となっています。

95ページに移りまして、19節負担金補助及び交付金では、高校振興会助成金は、大学生と生徒との間で将来の事など考えるカタリバを実施するにあたって費用の一部を助成し18万円の増額、高校活性化対策事業助成金は、農業クラブ・部活動支援、高大連携推進等に80万円を計上、4年制大学を目指す生徒に対する修学費等助成金は3名分の計上で72万円を計上。また、大学進学者の修学資金借入分の利子補給金として13件分の37万円、生徒募集の推進の継続を図るため通学バス自主運行保護者会助成金として6万8,000円の増1,656万8,000円を計上いたしました。21節貸付金では、修学資金貸付のための預託金として13件分290万円を計上しました。

特定財源ですが、93ページに戻っていただきまして、授業料実質無 償化に伴う公立高等学校授業料不徴収交付金1,392万7,000円の他、記 載のとおりとなっております。

95ページに移りまして、3目高原寮管理運営費ですが、維持管理費を計上し、予算額405万4,000円で前年度比819万6,000円の減額となっております。主な要因は、スポーツ合宿の関係で整備した11節需要費

の消耗品費・修繕料等で210万2,000円の減、予算計上しておりませんが請負工事費で530万円の減、備品購入費で70万円の減となっております。

特定財源としまして、95ページに戻りまして高原寮使用料55万円を計上しております。

96ページに移りまして、4目農場管理費ですが、予算額5,470万6,00円で前年度対比126万4,000円の減額となっております。11節需用費の飼料費では単価の上昇により11万3,000円の増、昨年度整備したトイレ改修工事請負費で80万円の減、97ページに移りまして16節原材料費で63万円の減となっております。

96ページに戻っていただきまして、特定財源につきましては、高校生産物売払い収入800万円となっております。

97ページ移りまして、以上、高等学校費総額3億8,429万3,000円で 前年度比730万2,000円の減額予算となっております。

以上で説明を終わります。

秋 間 子ども課長。

委員長

子ども課長、寺田から説明いたします。

子 ど も 課 長

5項1目幼稚園費は、本年度予算額1,262万4,000円で対前年度比34万8,000円の増となっています。その主な要因は、4節共済費、7節賃金で職員3名分36万2,000円の増、9節旅費で1万4,000円の減となっています。

その他の節につきましては、前年度と同額となっています。

特定財源ですが、幼稚園保育料、災害共済給付金を充当しています。 以上で説明を終わります。

引 教育課長。

98ページ、6項1目社会教育費の社会教育総務費ですが、本年度予算額は3,543万円で対前年比85万1,000円の増額であります。主な要因といたしましては、職員給与等関連合わせて18万1,000円の増、7節の賃金で臨時職員の異動等に伴い38万6,000円の増、14節使用料及び賃借料で柏樹大学バス借り上げの回数増に伴い4万5,000円の増、19節負担金補助及び交付金で平成25年度十勝女性大会が本町で開催されますことから新たに30万円の増額となっております。

その他の節につきましては概ね前年度並みの予算を計上したところ です。

特定財源は、記載のとおり道費補助金56万7,000円でございます。

次に99ページの1項2目生涯学習推進費ですが、予算額1,132万1,0 00円で対前年比15万円の減額でございます。11節需用費の消耗品費で 5万円、100ページに移りまして、18節備品購入費で生涯学習教材等 で10万円減、その他の節につきましては概ね前年度並みの予算を計上したところです。

6項3目青少年対策費ですが、本年度予算額は53万7,000円で対前 年比は同額で前年度並みの予算を計上したところです。

次に、6項4目公民館費ですが、本年度予算額は1,218万4,000円で、対前年比2,440万5,000円の減額でございます。主な要因は、11節の需用費の燃料費、ガス代等で10万円の増、修繕料は中士幌公民館の消防設備の修繕で19万円を見込んでおります。15節工事請負費は平成24年度中士幌公民館に太陽光発電装置を設置により2,500万円で、その差額により減額となるものでございます。

その他の節につきましては概ね前年度並みの予算を計上したところです。

特定財源は、昨年同様に公民館使用料、本年度から新たに中士幌太陽光発電の売電で76万4,000円を予定し、記載のとおり計上したところでございます。

102ページ、6項5目総合研修むター管理費ですが、本年度予算額は5,734万円で対前年比118万9,000円の減額でございます。4節共済費61万5,000円、7節賃金で265万8,000円の減で、要因としましては臨時職員の異動により減額となります。13節委託料では施設管理委託料66万4,000円の増、舞台装置の保守点検22万円の増、15節工事請負費でトイレ改修、アリーナ床ラインの修正で47万9,000円の増、18節の備品購入は小型除雪機の更新で55万1,000円の増が主な要因となっております。

特定財源は、昨年度と同様2件で、30万円の計上でございます。

103ページの7項1目保健体育費の保健体育総務費ですが、本年度 予算額は993万円で対前年比は217万6,000円の減額でございます。主 な要因といたしましては、臨時職員の異動等に伴い職員給与等関連合 わせて214万2,000円の減、104ページの14節使用料及び賃借料で、音 更温水プール利用助成が減小し実績に応じ10万6,000円の減で、その 他の節につきましては概ね前年度並みの予算を計上したところです。

特定財源は、記載のとおり雑入金42万3,000円の計上でございます。 次に、7項2目体育施設費ですが、本年度予算額は2,969万4,000円 で対前年比13万6,000円の減額でございます。主な要因といたしまし ては、11節需用費の修繕料として新たに町民プールの手すり等の修繕 として51万4,000円、13節委託料では同じく町民プールのシート取替 のために254万6,000円の増となり、一方では15節工事請負費で24年度 屋内ゲートボール場屋根塗装と清流パークゴルフ場整備工事を510万 3,000円で実施し、本年度計画がないことから減額となるものでござ います。一方、18節備品購入費で清流パークゴルフ場の芝刈り機を更 新し336万円の増が主な要因でございます。 その他の節につきましては概ね前年度並みの予算を計上したところです。

特定財源は、昨年度と同様同額2件で、122万円でございます。 以上で、説明を終わります。

給食センター所長。

秋 間委員長鈴木給食センター

長

所

学校給食センター所長、鈴木より説明いたします。

105ページをお開きください。3目学校給食センター管理費は、本年度予算額8,296万4,000円で前年度比較624万3,000円の増となり、その主な要因は、臨時職員の給与アップにより4節共済費で前年度比較2万円増の35万6,000円及び7節賃金で15万2,000円増の234万8,000円を計上しました。

106ページをお開きください。11節需用費では、主な内訳として消 耗品費で20万6,000円減額したものの、児童・生徒が17名増えること により賄い材料費が86万円増となり全体で64万9,000円の増となりま した。13節委託料で前年度比較124万6,000円増の2,582万3,000円とな り、主な内訳として、学校給食業務委託料で、調理員・学校配膳員の 時間単価をアップしたほか、学校配膳員に日額200円の交通費を新た に設けたため合計で72万5,000円の増、またパソコン更新に伴う学校 給食システム更新委託料として52万5,000円の増などです。15節工事 請負費では、平成23年2月に発生した岩見沢市の食中毒事故を受け、 衛生上の観点から保健所と教育局から再三に渡り「汚れた段ボールの まま冷凍庫に食材を持ち込んではいけない」と指摘されてきたことに 対応するため、現在使用している縦横1.2mの冷凍庫から縦1.8m横2. 7mの大型冷凍庫への更新に伴い、検収室の拡幅を含めた25.3mを増 築するために840万円を計上、12節役務費で、建築確認申請手数料2 万5,000円を新設。18節備品購入費では、大型冷凍庫を更新するため1 62万6,000円を計上しました。

特定財源の内訳は、雑入金のほか学校給食費現年度分、過年度分合計で3,251万円を充当するものです。

以上で説明を終わります。

質 疑 秋 間 委 員 長

森本委員

説明が終わりましたので、教育費について質疑を行います。ございませんか。3番、森本委員。

87ページになります。小学校費の1目学校管理費、14節の最下段にフィルタリングソフト使用料がございます。これと同じものが中学校費にも計上されておりますが、小学校費で前年度比6万円の減、さらに中学校のフィルタリングソフト使用料についても同様に大幅減となっておりますが、ソフトの変更などによる金額の違いでしょうか。

秋 間委員長

主查。

教育課 担当主査

学校担当、吉田より説明いたします。

去年最初の年でありまして、設置費用が去年はかかっております。 2年目からはその設置費用がなくなりましたので、その分減額となり ました。

以上です。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

教育長が退職で最後ですから、余り難しいことは聞きませんので、 最後に答えてください。実は、そんな難しい話ではないのですけれど も、大分前、1カ月ぐらい前なのかな。新聞に学校で色弱の検査を10 年前からやらなくなったという話が出ていて、実は私も色弱で子供の ときに検査をやって、なぜやっているかというと色弱の人ができない 職業があるのです。航空機の運転、パイロットに僕はならないからあ れだけれども、電車だとかそういうものだとか、僕らのときは設計士 もだめだと言われたのですけれども、やはりそれを調べないと、小学 校からわかっていないと父兄も、だんだん行って大きくなって大学卒 業で私それをやろうと思ったら、調べたらそれでできなくなるという 可能性が出てくるのだと思う。大体男子で5%ぐらいいるのです。因 子は持っているけれども、女の子はなかなか出ない。その女性の子供 の男の子に出ていくというのを繰り返していくのですけれども、女性 は0.2%ぐらいというのですけれども、大体いないみたいなものです けれども、その検査って簡単なただ紙に数字が書いていて、普通の人 は読めるけれども、色弱の人は読めない、色弱の人は読めるけれども、 普通の人は読めないという、ちょっと見せればわかる話ですから、や っぱり自分が色弱だという認識を持っていかないと、ずっとこれから 学校を卒業してどの職業につくかというときにマイナスになるので、 受けたらだめだったと、早くから知っていればそこへ行かないのだろ うということになりますので、そんなにやめる理由は何でやめたのか 私もわかりませんけれども、10年前からやめたのだということですけ れども、ぜひ簡単な検査ですから、身体検査の中でちょっとやって子 供か父兄がわかっていたほうがいいのだろうなと思ったのですけれど も、教育長、どうですかね。文科省でやめると言ったのだと思うので す。どうなってそうなったのかは知りませんけれども、ぜひもう一回、 士幌だけでも。

秋 委 神 教青 長 野 長

教育長。

その経緯を私も承知しておりません。申しわけありません。大西委員指摘のとおり、そういう子供たちに安心、あるいは保護者に安心をしてもらうためにもそういった不安を取り除くというのは非常に大切だというふうに思いますので、その経過と、それから今後について十

|分検討してまいりたいというふうに思います。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

また、チョークや何かも多分普通の色弱といったら赤と緑、青、大体赤と緑が多いのです。それが一緒に書かれると字ぶわっとなって見えなくなるのが色弱なのですけれども、だから学校のチョークや何かもそういうことで気をつけてもらったほうがいいのかなという思いもありますので、そういうことを含めてちょっと、ほかの学校はどうか知りませんけれども、士幌町だけでもちょっとやってみてほしいなと思っています。

秋 間

教育長。

委 員 長 神 野

神 野教 育 長

指摘がありましたように、チョークについても色が判別できなけれ ば困りますので、学校のほうと十分そういったことについて協議して まいりたいというふうに思います。

秋 間委員長服部委員

7番、服部委員。

90ページの15節の工事請負なのですが、音楽室の改修で、これは暖房の改修工事というふうにお聞きしたのですが、以前総務でお話を伺ったときに音楽室の構造上、出入り口が1カ所で、その出入り口の廊下の挟んで反対側はボイラー室ということのはずです。そのことで、やはり音楽室の構造的なものがあるのですけれども、何かあったときに出入り口が1カ所というのは非常に不安だという話を学校でお聞きしたのですが、音楽室って特殊的な部屋ですけれども、やはり非常口のようなものが必要ではないかというお話を伺いました。このことについてもちょっと以前にお話ししたことがあったのではないかと思ったのですが、どのように検討されたかお聞きしたいと思います。

秋 間委員長

課長。

植 田教育課長

実は調査以降、町長も現地を、12月でございますけれども、現地を確認をいたしまして、この中に入っております。明年度、25年度、非常口を設置を予定をしております。

以上でございます。

秋 間委員長

そのほかございませんか。

(なし)

秋 間委員長

それでは、質疑がなければ、説明員交代のため暫時休憩をいたしま す。

暫時休憩

秋 間

説明 委員長

後藤総務

休憩を解きます。

次に、公債費について説明を願います。総務企画課長。

総務企画課長、後藤より説明申し上げます。

企画課長

107ページになります。11款1項1目元金は、長期債に係る償還金で予算額7億7,349万4,000円で前年度対比5,778万4,000円の減額となっております。

特定財源としましては、負担金、使用料、減債基金繰入金、合わせまして1億9,002万1,000円を充当しております。

2目利子は、長期債の償還利子及び一時借入金の利子を計上しており、予算額1億2,096万4,000円で前年度対比825万7,000円の減額となっております。

特定財源は、負担金、使用料、立木売払収入、合わせて2,004万円 を充当しております。

次に、12款1項1目土地取得費は、公有財産購入費として前年度と 同額の10万円を計上し、科目存置するものであります。

次に、13款1項1目予備費ですが、不測の事態での支出に充当する ため前年度と同額の1,000万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

質 疑 秋 間 委 員 長

説明が終わりましたので、公債費について質疑を行います。ございませんか。

(なし)

秋 間委員長

それでは、ないようでございますので、説明員交代のために暫時休 憩いたします。

暫時休憩

説明秋

委員長 賀

間

町民課長

それでは、休憩を解き、歳入について説明を願います。町民課長。

町民課長より歳入の説明を行います。予算書16ページ、1款町税、 1項町民税、1目個人町民税、本年度の予算額3億3,180万円、前年度 対比3,130万円の約10%増を計上しております。これは好調な農業生 産を参考にしております。2目法人町民税、前年度と同額の5,600万1,000円を計上しております。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度の予算額4億6,040万円、 前年度対比3,600万円の約8.4%増でございます。これは、積極的な施 設投資による償却資産の取得等によるものでございます。2目国有資 産等所在市町村交付金及び納付金、前年度と同額の4万円を計上して おります。

3項1目軽自動車税、年度と同額の1,400万1,000円を計上しており

ます。

総務企画課長。

4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税、本年度の予算額4,300万円、前年度対比300万円の約7.5%増でございます。

次に17ページ、5項入湯税、1目入湯税、本年度の予算額240万円、前年度対比10万円の減額で計上しております。昨年9月に山の湯温泉が廃業してございます。

以上で、1款町税に係る収入についての説明を終わります。

秋 間委員長後藤総務

総務企画課長、後藤より説明申し上げます。

企画課長

17ページになります。歳入ですが、歳出の説明の際に特定財源につきましてはそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみを説明致します。

2款1項1目自動車重量譲与税1億4,000万円、2項1目地方揮発油譲与税5,000万円、3款1項1目利子割り交付金270万円、4款1項1目配当割り交付金40万円、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金20万円、18ページに移りまして、6款1項1目地方消費税交付金6,000万円、7款1項1目自動車取得税交付金3,000万円、いづれも前年度と同額を計上しております。

次に、8款1項1目地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止に伴いまして1,160万円減額し、減収補填特例交付金のみ200万円を計上しております。

次に、9款1項1目地方交付税は28億5,000万円で前年度と同額を 計上しております。

以上で説明を終わります。

秋 間 委 員 長

交通安全対策交付金以降は歳出で説明済みでございます。

次に、債務負担行為、地方債、給与費等について説明を求めます。 総務企画課長。

後藤総務

総務企画課長、後藤より説明申し上げます。

企画課長

9ページをお開き願います。第2表債務負担行為ですが、2つの事項について債務を負担しようとするもので、その期間と限度額につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして10ページ、第3表地方債ですが、起債の目的はそれぞれ 事業を実施する際の財源として充当するもので、限度額は充当可能額 を算出計上し、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっ ております。

なお、臨時財政対策債につきましては利率見直し方式のため、年度 途中での利率変更も有りうるところであります。

次に、108ページをお開き願います。給与費明細書ですが、特別職 にかかる給与費、共済費でありまして、本年度予算額は9,972万5,000 円で前年度比63万8,000円の減額となっております。

109ページは、一般職に係る給与費、共済費で、予算額は11億3,674 万9,000円で前年度対比2,250万6,000円の増額となっております。

各種手当ての内訳、増減の内訳につきましては記載のとおりですの で参照願います。

なお、110ページから114ページにかけては、本町の給与に係る支給 内容及び国との制度比較などを参考資料として掲載しておりますので 参照願います。

続きまして115ページから118ページですが、債務負担行為の支出予 定額に関する調を掲載しておりますので参照願います。

次に119ページをお開き願います。地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成24年度末で現在高見込額は70億557万9,000円で、25年度中の起債見込額は4億9,280万円、25年度中の元金償還見込額は7億7,349万4,000円で、平成25年度末、現在見込額は67億2,488万5,000円となっております。

以上で説明を終わります。

質 疑

秋 間委員長

説明が終わりましたので、歳入全般について質疑を行います。ございませんか。

(な し)

秋 間委員長

それでは、債務負担行為、地方債、給与費等を終了いたします。 ここで管理職員全員議場に着席をするために暫時休憩をいたします。 す。

暫時休憩

秋 間委員長

休憩を解き委員会を再開いたします。

一般会計について款ごとの説明並びに質疑が終わりました。

ここで歳入歳出全般を通して質疑を行います。ございませんか。11 番、大西委員。

大西委員

ちょっと今回、食糧費の件でずっと今回の一般会計を見てみました。そうしたら117万5,000円、さっと見ただけですからほかにちょっと見落としたらあれかもしれませんけれども、117万5,000円の食糧費があります。この食糧費でも選挙費や何かの17万9,000円は、多分参議院の選挙のときの立会人の食事代だと思いますから、そういうのは大体わかるのです、老人福祉費だとか。ただ、総務費だとか企画費に30万円、45万円ぐらいですか、総務、企画の両方で。それと、あわせてここに表に出てこない食糧費、どの会に行ってそこで使っているからわからない。言ってみれば、都市交流事業のほうに金を落としてそこの会で使っているような食糧費というのは、ある程度ここで予算を組んだと思うのです。だから、117万5,000円のほかにそういう我々が見え

ない部分の食糧費があったら教えてください。

間総務企画課長。

秋 間番 員 長後 藤総務企 画課長

ただいまの大西委員の質問なのですけれども、確かにおっしゃるとおり、いろんなそういう負担金や何かの中にそういう食糧費的な要素的なものが含まれているものがないとは言えないのですけれども、ただその額がその負担金の中で何ぼだよというふうには、うちのほうではその分としてはその詳細をこの予算計上するときに上げるのではなくて、その年、年によって使われ方がいろいろあるものですから、それは催しの開催の仕方によっては食糧費になる場合もあるし、あるいは別な費用として使う場合もあります。使用料になったり、借り上げ料になったりとか、いろいろあるものですから一概には言えないのですけれども、そういうものも含んでいるのも事実だとは思っています。ちょっと額までは掌握できておりません。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

私が言いたいのは、そこに補助金として出してしまったら、そっち で自由に使っていいのかという話なのです。今回パラグアイから来た 歓迎会にコンパニオンを3名呼んだと。今どき町がかかわるそれにコ ンパニオンを呼ぶなんていうのはちょっと考えられないあれですもの ね。実は消防団も1分団で、私は2分団だから1分団のことはわかり ませんけれども、やはり消防団が年に1遍、緑風荘に泊まって慰労会 をやるときにコンパニオンを呼んだときに町民にひどい怒られたので す。それは消防団員の金でやったやつですけれども、ですから今はコ ンパニオンは呼ぶことはやめていますけれども、町の中にコンパニオ ンを呼んでやるなんていうことはいかがなものかなと。だから、そう いう都市交流のところに金を落としてしまったら、我々チェックでき ないのです。そこでやったのだからと言われれば逃げてしまうのです。 やっぱりここにあるだけでも、使い道がわかっているやつ等を含めて も約120万円近い食糧費があるのです。そのほかにそういうところに 落としてしまって、そこで使えば食糧費は全然我々チェックできなく なってしまうのです。だから、そのあげくの果てにコンパニオンを呼 んだと。そんなもの町長、町の歓迎会や何かをやるときにコンパニオ ンなんて、どうやって考えていたか知りませんけれども、うちらの議 員もそこへ出ていたのだから、それで議員もどうなのだろうと思って いないのだから、これはお互いさまみたいなもので余り……僕は行っ ていないから、それはほかの議員がどう思ったのか知りませんけれど も、ちょっと今後そういうことは考えてもらわないと、もし町民がそ れを見ていたら何と思いますか。そんな簡単に、いやいや、外国から 来たから、男ばかりではあれだから女の人も入れたのですよなんて、

コンパニオンを頼みましたと。何万円もかかるわけでしょう。帯広から来ると交通費もかかるだろうし、それはみんな税金ですからね。町民にどうやって説明できますか。うちらの議員も含めて、町も含めて、やっぱりこういうことは反省してもらわないと。議員は呼ばれたから行っただけだから、どうやってそんなになったのか知りませんけれども、まず答弁すれと言ったってどうもならぬから、注意だけはしておきます。そんな言いわけなんか要らないから、事実呼んだのだから。総務企画課長。

秋 間 委 員 長 後藤総務 企画課長

どういうふうに解釈されるか、そういうふうにとられてしまえばそれまでの話なのですけれども、ちょっと若干背景があるので、そのことだけ説明させてください。先ほど委員がおっしゃったように消防団が呼んでというのとちょっと趣が違うというか、こっちの認識としては違っていましたので、説明をさせていただきたいと思います。

実は、もちろん宴会の席ですので、できることであれば男の人がか なり多いし、お客さんが大半だったものですから、緑風のほうに仲居 さん的な料理を、鍋物も出ていましたので、そういうものをつくって 盛り寄せてもらえるような人を実はお願いしたのです。とてもではな いけれども、ちょっと手が回らぬと、そういう人がいないのだという ことなものですから、では誰かそういうことを、お酒を運んでもらっ たり、あるいは料理をよそってもらったり、そういう人をつけてほし いというふうにお願いをしたのです。全部で卓は4卓ございまして、 3卓です。1卓は職員がおりましたので、女性職員も入っていました ので、その卓にはそういう方がついておりませんでしたので、それで 3名、私も来た3名にこれは通常の宴席ではないよと、あなた方が来 ている業務の内容は従前、今まで来ているその業務とはちょっと異な るので、そこのところは気をつけてほしいと、必ずそういうことに努 めてほしいということで話はしたのですけれども、ただ形を見ればや はりそれなりのちょっとそういう誤解をされてもやむを得ない部分も あるのですけれども、ちょっと言いわけになりますけれども、そんな 背景があったことだけご承知いただきたいと思います。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

鍋物があるからって、我々も男ばかりで緑風荘でやりますよ、酒を飲むときの会や何か。それは、ちゃんと誰かかれか、俗に言う鍋奉行か何かがいて、つくってみんなで食べていますよ。わざわざ女の人がいなくたってやれますよ。それが文化でしょう、鍋なんかは。日本の文化を教えているのでしょう。そんなもの日本へ行ったら、鍋やるときにはどこかから女の人を金出して頼んで鍋つくるのだなんて思うのですか、向こうの人。そういうものでしょう。だから、ちょっとそれ

だったら役場の職員を誰かそういうのに配置すればいいだけでしょ う。それ言いわけです。だから、今後やはり……そして金額もあのと き3,000円、帯広から来るときは5,000円だったのです。僕が言って、 実費はちゃんとかかるだけこっちで参加する人が払うべきだと。それ があのときは3,000円に下がったのですけれども、その辺もどうなっ たのかなと思っていたけれども、いずれにしても今後これからあると きにコンパニオンなんていうのは、どうしても我々は許せないし、町 民に言われたときに今言うような理由は、外国から来たからってそん なことはできないです。それは、テーブルか何かのところでやるのな ら、酒や何かをあれすることあるかもしれぬけれども、座敷で座って やる場合は大方、1人だけ日本人でなくて、あとはみんな日本人みた いな人ばかりでしょう。だから、別にそこまでする必要があるのかな と。町長と議長なんかが行ったときに向こうで女の人に接待されたの かどうかは知りませんよ。だから、こっち来てやったのかどうかは知 りませんけれども、今後そういうことは十分注意してやってください。 そのほかございますか。

秋 間委員長

(な し)

秋 間委員長

それでは、ないようでございますので、質疑がなければ、質疑を終 結し、討論を行います。

(な し)

秋 間

討論なしと認め、これより採決します。

委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋 間

異議なしと認めます。

委員長

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで45分まで暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休憩 午後 2時45分 再開

秋 間

休憩前に引き続き特別委員会を開きます。

委 員 長

平成25年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算案を議題といたします。

説明

理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健

保健福祉課長、大森より説明いたします。

福祉課長

第1条歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,213万7,000円と定めるものです。歳出から説明いたしますので、132ページをお開き願いま

す。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、対前年度当初比178万円増の2,435万9,000円で、13節委託料は対前年度費184万2,000円増の709万円で、主にシステム改修委託料の増額となっています。

特定財源の内訳は、国の特別調整交付金189万円ほか、記載のとおり見込んでいるところです。

2 目連合会負担金は、対前年度当初比11万1,000円減の56万8,000円、 国保連合会負担金減額によるものです。

特定財源内訳は、一般会計からの繰入金を同額見込むものです。

133ページに移りまして、2項1目賦課徴収費は前年度同額の45万5, 000円となっています。

特定財源の内訳ですが、保険税督促手数料と一般会計からの事務費繰入金を記載のとおり見込んでいるところです。

3項1目運営協議会費は、対前年度当初比5,000円増の29万9,000円 となっております。

特定財源につきましても、事務費繰入金を同額見込んでいるところです。

4項1目趣旨普及費につきましては、前年度同額の4万3,000円、 特定財源は事務費繰入金を同額見込んでいます。

134ページに移りまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費は、前年度同額の5億7,000万円を計上、特定財源としまして記載のとおり、それぞれルールに基づき算定したところです。

なお、国民健康保険事業の費用負担については、予算説明資料の15ページに負担割合を掲載しておりますので参照願います。

2 目退職被保険者等療養給付費は、前年度同額の2,500万円を計上、 特定財源としまして、療養給付費交付金を記載のとおり見込むもので す。

3目一般被保険者療養費は、前年度同額の427万5,000円を計上、特定財源として、療養給付費負担金として97万3,000円ほか記載のとおり見込むものです。

4目退職被保険者等療養費も、前年度同額の20万円を計上、特定財源として、療養給付費等交付金として14万4,000円を見込むものです。

135ページに移りまして、5目審査支払手数料は前年度同額を見込んでいます。

2項1目一般被保険者高額療養費は、前年度同額の5,636万円を計上、特定財源として、療養給付費負担金1,275万7,000円ほか記載のとおり見込むものです。

2目退職被保険者等高額療養費、3目一般被保険者高額介護合算療養費、4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、前年度同額を計上しております。

特定財源につきましても、記載のとおり見込むものであります。

3項1目出産育児一時金は、前年度比210万円減の1,260万円を計上、 これは42万円の30人分を見込んでいます。

特定財源は、一般会計から出産育児一時金繰入金を840万円を見込むものです。

4項1目葬祭費につきましては、前年度同額の60万円、3万円の20 人分を計上しました。

5項1目一般被保険者移送費、137ページの2目退職被保険者等移送費については科目存置です。

3款1項1目後期高齢者支援金は、対前年度当初比429万1,000円増の1億4,012万2,000円を計上、これは、支払基金の仮算定に基づいて計上したものです。

特定財源としまして、後期高齢者支援金負担金として4,483万9,000 円ほか記載のとおり見込むものです。

138ページに移りまして、2目後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度同額を計上しております。

4款1項1目前期高齢者納付金は、対前年度当初比20万円減の10万円を支払基金の仮算定に基づき計上、保険者間調整の町国保分納付金として支出するものです。

138ページに移りまして、2目前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度同額を計上しております。

特定財源として、同額を事務費繰入金として見込むものです。

5款1項1目老人保健医療費拠出金は、前年度同額で、精算のための科目存置です。

2目老人保健事務費拠出金ですが、前年度同額の1万円で、事務処 理費として負担することとなっております。

6 款 1 項 1 目介護納付金は、対前年度当初比112万2,000円増の6,23 0万3,000円を計上、特定財源の内訳は、介護納付金負担金を含め、ルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

139ページに移りまして、7款1項1目高額医療費拠出金につきましては、国保連合会の通知により、対前年度当初比1,263万9,000円増の3,869万9,000円を計上し、特定財源として国及び道の高額医療費共同事業負担金として記載のとおり見込んでいます。

2目高額医療費共同事業費拠出金は、科目存置です。

3目その他共同事業拠出金は、前年度比62万2,000円減の160万1,00 0円を計上し、特定財源としては保健財政共同安定化事業交付金ほか 記載のとおり見込んでおります。

4目保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会通知により、対前年度当初比532万1,000円増の1億1,456万2,000円を計上、特定財源として保険財政共同安定化事業交付金を見込んだところです。

140ページに移りまして、5目保険財政共同安定化事業事務費拠出金は科目存値です。

8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費は、対前年度当初比12万6,000 円増の850万2,000円を計上しました。特定健診実施にかかる医療機関 等への委託料として980人を見込んでおります。

特定財源としまして、特定健康診査等負担金として、国・道それぞれ163万1,000円を見込むものです。

2項1目保険事業費は、前年度比18万5,000円増の116万円を計上、 特定財源として道特別調整交付金66万2,000円を見込むものです。

141ページに移りまして、9款1項1目基金積立金は、対前年度比7,000円減の8万6,000円で、国民健康保険準備基金積立金の利子を見込んだところです。

10款1項1目一般被保険者保険税還付金、2目退職被保険者等保険税還付金についても、前年度同額を見込んだところです。

3目償還金は、科目存置です。

特定財源についても、記載のとおりそれぞれ見込むものです。

142ページに移りまして、10款2項1目他会計繰出金は町国保病院への繰り出し金350万円を計上しております。

特定財源として、国の特別調整交付金の救急患者受け入れ体制支援 事業分と同額見込むものです。

11款 1 項 1 目予備費につきましても、前年同額の200万円を計上したところです。

次に、歳入について説明いたします。

127ページをお開き願います。1款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税につきまして、対前年度当初比1,786万1,000円減の3億2,885万3,000円を計上しております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税につきまして、対前年度当初比 1 万3,000円減の748万3,000円を計上しております。

129ページをお開き願います。5款1項1目前期高齢者交付金は、支払基金の通知に基づき、対前年度比1,705万4,000円増の1億48万7,000円を計上しました。これは、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整する仕組みによるものです。

130ページに移りまして、9款1項1目一般会計繰入金の6節、国民健康保険事業繰入金は前年同額の1億円を計上しました。これは、主に収支を補う財源調整のためのものです。

2項1目保険給付費支払い準備基金繰入金につきましては、前年同額の2,000万円を見込んでおります。

他の歳入につきましては、特定財源で説明したため省略させていた だきます。 なお、給与費明細につきましては、143ページから149ページにかけて掲載してありますので参照ください。

以上で説明を終わります。

質 疑

秋 間委員長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般 を通して行いたいと思います。ございませんか。

(な し)

秋 間委員長

ないようでございますので、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

秋 間

討論なしと認め、これより採決します。

委員長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成25年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

説明

理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より説明いたします。

大森保健 福祉課長

平成25年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算、第1条歳入 歳出予算の総額をそれぞれ8,923万9,000円と定めるものであります。 歳出から説明いたしますので157ページをお開き願います。1款1項 1目一般管理費は、対前年度比5万2,000円増の942万4,000円を計上、 これは主に2節給与費の職員給与関係費の増によるものです。

特定財源としまして、事務費繰入金25万9,000円、職員給与費繰入金として916万5,000円を見込むものです。なお、費用負担の構成については、予算説明資料の16ページに記載されておりますので参照願います。

2項1目徴収費につきましては、5万1,000円を計上し、特定財源に つきましても、督促手数料、事務費繰入金を記載のとおり見込むもの です。

158ページに移りまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比730万4,000円減の7,771万4,000円を計上しました。これは、広域連合の事務費負担金及び保険料等負担金を見込んだところです。

特定財源として、事務費繰入金として事務費負担金の同額と保険基盤安定繰入金を記載のとおり見込むものです。

3款1項1目保険料還付金及び2目還付加算金は、前年度と同額の3万5,000円及び1万5,000円を見込んだところです。

4款1項1目予備費は、前年度と同額の200万円を計上したところです。

歳入について説明いたしますので、155ページをお開き願います。

1款1項1目特別徴収保険料は、対前年度比501万3,000円減の3,38 9万7,000円を見込んでおります。

2 目普通徴収保険料は、対前年度比117万6,000円減の1,993万3,000 円を見込んだところです。

3款1項1目一般会計繰入金は、対前年度比106万1,000円減の3,54 0万2,000円を見込んでいます。3節後期高齢者医療事業繰入金204万5, 000円は、主に収支を補う財源調整のためのものです。

4款1項2目過料と、2項1目雑入は、科目存置です。

他の歳入につきましては、歳出の特定財源で説明したため省略させ ていただきます。

なお、給与費明細につきましては159ページから164ページに掲載してありますので参照ください。

以上で説明を終わります。

質 疑 秋 間 委 員 長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般 を通じて行います。ございませんか。

(な し)

秋 間委員長

質疑がないようでございますので、質疑を終結し、討論を行います。 ございませんか。

(な し)

秋 間委員長

討論なしと認め、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

秋 間委員長

福祉課長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成25年度士幌町介護保険事業特別会計予算案を議題といたします。

説明

理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健 保健福祉課長、大森より説明いたします。

平成25年度士幌町介護保険事業特別会計予算、第1条歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億85万1,000円と定めるものであります。歳出から説明いたしますので、176ページをお開き願います。1款1項1目 一般管理費は、対前年度当初比246万2,000円減の2,405万6,000円で、

|主な理由は2節給料及び3節職員手当等の減額によるものです。

特定財源につきましては、職員給与費等繰入金2,384万3,000円ほか記載のとおり見込んでいるところです。

- 49 -

2項1目賦課徴収費は、前年度と同額の4万1,000円を計上しました。

特定財源につきましては、記載のとおり同額を見込んだところです。 177ページに移りまして、3項1目趣旨普及費は、対前年度比5万5, 000円減の4万5,000円を計上、特定財源として、事務費繰入金を見込 んだところです。

2款1項1目居宅介護サービス給付費は、対前年度比500万円減の 1億500万円を計上、これは給付見込みから計上したものです。

特定財源につきましては、現年度介護給付費負担金2,100万円ほか、それぞれルールに基づき見込んだところです。

なお、介護保険に係る財政構成につきましては、予算説明資料の17ページを参照ください。

- 2目特例居宅介護サービス給付費は、科目存置です。
- 3 目地域密着型介護サービス給付費につきましては、前年度比319 万6,000円増の7,880万6,000円を給付実績より計上したものです。

特定財源につきましては、現年度分介護給付費負担金1,576万1,000円ほか、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

4目特例地域密着型介護サービス給付費につきましては、科目存置です。

178ページに移りまして、5目施設介護サービス給付費は、前年度同額の2億7,900万円を給付決算見込みより計上しました。

特定財源は、現年度分介護給付費負担金4,185万円ほか、記載のと おりルールに基づき見込んだところです。

6 目特例施設介護サービス給付費につきましては、科目存置です。

7目居宅介護福祉用具購入費につきましては、給付の決算見込みより、前年度と同額の85万円を計上したところであります。

特定財源につきましては、記載のとおりとなっています。

8目居宅介護住宅改修費につきましては、給付の決算見込から前年 度同額の129万円を計上しました。

特定財源につきましても、記載のとおりです。

179ページに移りまして、9目居宅介護サービス計画給付費は、対前年度比30万円増の1,830万円を給付の決算見込から計上し、特定財源については記載のとおり見込んだところです。

10目特例居宅介護サービス計画給付費は、科目存置です。

2項1目介護予防サービス給付費は、給付の決算見込より前年度比 20万円増1,720万円を計上し、特定財源は現年度分介護給付費負担金3 44万円ほか、ルールに基づき記載のとおり見込むものです。

2目特例介護予防サービス給付費は、科目存置です。

180ページに移りまして、3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、対前年度比280万円減の120万円を計上し、特定財源

につきましては、記載のとおり見込んだものです。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費は、科目存置です。

5目介護予防福祉用具購入費は、給付の決算見込から前年度と同額 の60万円を計上したところです。

特定財源につきましても、記載のとおり見込んだところです。

181ページに移りまして、6目介護予防住宅改修費につきましても、給付の決算見込から前年度同額の70万円を計上しました。

7目介護予防サービス計画給付費は、給付の決算見込から前年度同額の300万円を計上し、特定財源につきましても記載のとおり見込んだところです。

8目特例介護予防サービス計画給付費は、科目存置です。

182ページに移りまして、3項1目審査支払手数料につきましては、 前年度同額の46万7,000円を計上し、特定財源につきましても記載の とおり見込んだところです。

4項1目高額介護サービス費は、対前年度比30万円増の1,200万円を計上し、特定財源につきましても記載のとおり見込んだところです。

183ページに移りまして、2目高額介護予防サービス費につきましては、給付の決算見込みから対前年度5,000円減の1万5,000円を計上し、特定財源につきましてそれぞれ記載のとおり見込んだところです。

5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、対前年比50万円減の250万円を見込んだところです。

特定財源につきましても、それぞれルールに基づき記載のとおり見 込んだところです。

2 目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、前年度同額の2万円を計上しております。

184ページに移りまして、6項1目特定入所者介護サービス費につきまして、前年度同額の4,200万円を計上したところです。

特定財源につきましても、記載のとおり見込んだところです。

- 2目特例特定入所者介護サービス費につきましては、科目存置です。
- 3目特定入所者介護予防サービス費につきましては、前年度同額の 30万円を見込んでおります。

特定財源につきましても、ルールに基づき記載のとおり見込んだと ころです。

4目特例特定入所者介護予防サービス費については、科目存置です。 185ページに移りまして、3款1項1目介護予防事業費は、対前年 度比13万3,000円減の584万6,000円を計上しました。主に13節委託料 及び、18節備品購入費の減額によるものです。

特定財源の内訳として、地域支援事業交付金146万2,000円ほか、記載のとおり見込んだところです。

2目包括的支援事業・任意事業費は、対前年度費4万6,000円減の5

54万円を計上しました。

186ページに移りまして、主に19節研修会負担金の減額によるものです。

特定財源の内訳として、地域支援事業交付金218万9,000円ほか、それぞれ記載のとおり見込んだところです。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、1万円減の4万9,000 円を計上、これに係る特定財源は、基金の利子を充当するものです。

187ページに移りまして、5款1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、前年度同額を見込んでいます。

2目償還金につきましては、前年度同額の3,000円を見込んでおり、 特定財源として、前年度繰越金を充当するものです。

3目第1号被保険者還付加算金につきましては、科目存置です。

6款1項1目予備費につきましては、前年度同額の200万円を計上 しました。

歳入について説明いたしますので、172ページをお開き願います。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、対前年度比241万8,000増の 9,564万5,000円を見込んでおります。

174ページに移りまして、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、対前年度当初比237万7,000円増の742万9,000円を見込みました。これは、主に財源調整のためのものです。

8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度同額の200万3,000円を見込みました。 これも財源調整のためのものです。

他の歳入につきましては、特定財源で説明しましたので省略させて いただきます。

給与費の明細については、188ページから194ページにかけて掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。

質 疑 秋 間 委 員 長 清水委員 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般 を通じて行います。ございませんか。8番、清水委員。

181ページ、19節の介護予防住宅改修費、これはどういう人たちが対象で、どの程度までの改修が認められるのか、ちょっと説明してください。

秋 間 長 大森保健 福祉課長

保健福祉課長。

介護予防住宅改修費は、介護予防となっておりますので、要支援1、要支援2の方が自立のために必要な住宅改修を希望されたとき、これに対応することになります。主にこの住宅改修費の中身といたしましては、士幌町の場合ですとトイレとか浴室とか廊下に手すりをつけるというものが多くございます。介護保険の中で20万円まで住宅改修費で支出することができまして、1割は個人負担ということになります。

秋 間 委 員 長

以上でございます。

そのほかございませんか。

(な し)

秋 間委員長

ないようでございますので、ここで質疑を終結し、討論を行います。 ありませんか。

(な し)

秋 間

討論なしと認め、これより採決を行います。

委 員 長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋 間委員長

波多野

施設長

老

特

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

説明

理事者の説明を求めます。ホーム施設長。

特別養護老人ホーム施設長、波多野から説明いたします。

予算書195ページをお開き願います。平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計、第1条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,216万1,000円と定めるものであります。歳出から説明いたしますので201ページをお開き願います。1款1項目施設介護サービス事業費は、5億3,216万1,000円で、前年度比827万7,000円増となっております。各節に係ります予算につきましては、2節給料から4節共済費までの職員給与費では、前年度対比891万5,000円減の2億550万円で、主な理由として職員の退職及び育児休業による減額です。7節賃金では、退職者及び育児休業等の補充及び準職員採用増による前年度対比2,008万7,000円増の1億9,277万8,000円を計上しております。

次に、8節報償費、9節旅費及び10節交際費は、前年度と同額を計上し、11節需用費につきましては、前年度対比366万円増の7,899万8,000円を計上しております。増額の主な要因は、燃料費での重油単価の上昇及び修繕料でのエレベータワイヤーロープ交換等による増となっております。

202ページに移りまして、12節役務費では、前年度対比28万1,000円減の130万7,000円で、10年毎の温泉成分分析検査及び2年毎の公用車の車検による減となっております。13節委託料では、施設管理業務委託料の値上げによるもので、42万9,000円増の2,759万3,000円を計上しております。

203ページに移りまして、14節使用料及び賃借料では、清拭タオル 使用枚数節減による前年度対比13万円減の1,013万8,000円を、18節備

- 53 -

品購入費は、前年度対比653万2,000円減の419万1,000円を計上しております。内訳としましては配膳車の更新に133万6,000円の増、今年度更新しました特殊浴槽の購入で780万円減によるものです。19節負担金補助及び交付金は、前年度対比3,000円減の1,050万4,000円、また、22節補償補填及び賠償金は、前年度同額を計上しております。

201ページに戻りまして、特定財源の内訳としまして入居者預金管 理事務手数料115万円、一般会計から施設備費繰入金419万1,000円、 施設賠償責任保険給付金40万円を見込むものでございますす。

次に歳入予算について説明申しあげますので、199ページをお開き願います。1款サービス費収入は、平成24年10月分の入所者の介護報酬の実績を基に、歳入額を積算しております。

1項1目介護給付費収入では、長期・短期入所者介護報酬分で、前年度対比479万6,000円増の3億6,370万1,000円を、2項1目自己負担金収入で前年度対比39万8,000円減の7,310万6,000円を見込んでおります。

2款1項1目事務手数料では、前年度同額の115万円を、また、3 款1項1目一般会計繰入金で、備品整備費等に充てます施設整備繰入 金419万1,000円と併せて収支のバランスを図るため 前年度対比372 万3,000円増の9,133万5,000円を計上しております。

200ページに移りまして4款1項1目繰越金は、前年度同額の200万円を、5款1項1目雑入につきましては、愛風会利用の温泉水くみ上げ電気料代として、前年度対比15万6,000円増の86万9,000円を計上しております。

給与費の明細については、204ページから209ページにかけて掲載しておりますので参照願います。

以上で説明を終ります。

質 疑 秋 間 委 員 長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般 を通じて行います。ございませんか。

(な し)

秋 間委員長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。ありませんか。

(なし)

秋 間

討論なしと認め、これより採決します。

委 員 長 本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成25年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

- 54 -

説明

理事者の説明を求めます。建設課長。

+ 生

建設課長、土生からご士幌町簡易水道事業特別会計予算について、 建設課長 説明申し上げます。

> 210ページをお開き願います。平成25年度士幌町簡易水道事業特別 会計の予算は、次に定めるところによるものです。

> 第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億4,348万4,000円と定める ところによるものです。第2条地方債は起債の目的、限度額、記載の 方法、利率及び償還方法は、第2表地方債によるものです。本年度予 算は対前年度当初予算と比較しますと額で813万9,000円の増額、率に しますと対前年度2.4%の増となりました。主な増額要因は、土幌簡 水の工事費と他事業者が道路工事等に関わって起因する水道管の移設 工事費の増によるものです。

> 最初に歳出から説明申し上げますので218ページをお開きください。 1款1項1目一般管理費は、水道の経営等に関わる日常経営の諸費用 で、本年度計上額5,008万7,000円で対前年度280万5,000円の減となっ ています。主な減額要因は、昨年度更新した水道料金システムに関わ って13節委託料で391万8,000円と公課費で20万円の減となったところ であります。また、増額では14節使用料及び賃借料で昨年度は料金シ ステム賃借料が年度途中からの変更で稼働したのが半年だったのが本 年度は1年間稼働により137万円の増となったものです。

> これ以外の各節の計上につきましてはほぼ前年度並み程度の計上し ているところです。

> 次に、219ページをごらんください。2目水道管理費は、水道施設 の維持管理等に関わる費用で、本年度計上額5,596万4,000円で対前年 度101万2,000円の増となっております。主な増額要因は、13節委託料 のうち水道施設管理システムの施設更新委託料で80万7,000円と18節 備品購入費の水道メーター器購入費で91万7,000円の増額となってお ります。また、減額では11節需用費の修繕料で90万円の減額となって おります。

これ以外の節はほぼ前年度並みとなっております。

次に、2款1項1目水道施設費は、士幌簡水の改修事業にかかりま す配水池の設備等の施設工事と管路敷設工事、他事業者が実施する道 路工事等にかかる水道管の移設工事を計画しております。本年度計上 額2億872万3,000円で対前年度921万1,000円の増額となっています。 主な増額要因は、15節工事請負費の士幌簡水事業と水道管移設工事等 で1,300万円の増額となったところです。また、主な減額は、13節委 託料のうち調査設計費外で300万円と、220ページに移りまして19節負 担金補助及び交付金の水道事業償還負担金で78万9,000円の減額とな りました。主な節での計上は、15節工事請負費で配水池に関連します 工事と、管路約1.1km程度を敷設する計画でおります。また、各種 事業に関わります移設工事は、国営明渠排水路事業1箇所、道道1路 線と町道等6箇所の移設を予定しております。

次に、特定財源につきましては、水道管移設工事負担金3,053万円、 一般会計からの繰入金6,069万2,000円、水道事業債8,000万円を計上 しております。

次に、220ページをごらんください。3款1項1目元金は、事業債の元金償還分1,925万8,000円を計上しています。

特定財源につきましては、朝陽地区水道事業債償還負担金405万9,000円と一般会計からの繰入金759万9,000円を計上しています。

2目利子は、事業債の利子償還分935万2,000円を計上しています。 特定財源につきましては、同額それぞれ計上しているところです。 次に、4款1項1目予備費は、昨年度同様の10万円を計上していま

次に、歳入について説明申し上げますので、先ほど説明した歳出以外のところの説明のみ申し上げたいと思いますので216ページをお開き願います。2款1項1目水道使用料は、前年度同額の1億5,350万円を計上しています。2項1目水道手数料は3万1,000円を計上しています。

217ページに移しまして、4 款 1 項 1 目繰越金は、前年度同様200万円を計上しています。

5 款 1 項 1 目延滞金と、 2 項 1 目雑入は、科目存置でそれぞれ1,00 0円を計上しています。

次に、213ページをごらんください。第2表地方債では士幌地区簡易水道事業の実施に伴い、簡易水道事業債8,000万円を借り入れるもので、起債方法、利率、償還の方法につきましてここに記載のとおりです

次に、221ページから226ページは職員3名分の給与費明細書でありますので参照願います。

227ページは地方債残高等の見込みに関する調書でここに記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

す。

質 疑 秋 間 委 員 長

秋

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般 を通じて行います。ございませんか。

(な し)

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。ありませんか。

(なし)

秋 間 委 員 長

委員長

間

討論なしと認め、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋 間委員長

土

建設課長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成25年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を議題といたしま す。

説明

理事者の説明を求めます。建設課長。

生 建設課長、土生から説明申し上げます。

228ページをお開き願います。平成25年度士幌町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。

第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億4,343万6,000円と定めるもので、対前年度当初予算で比較しますと額で671万7,000円増額、率にしますと対前年度4.9%増となります。主な増額要因は、士幌終末処理場管理棟の屋根・壁の塗装にかかる工事請負費と中士幌地域の農業集落排水施設の汚水管内調査止水業務にかかる委託業料の増によるものです。

最初に歳出から説明申し上げますので、235ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、下水道の経営等に関わる諸費用で、本年度計上額は1,180万円で対前年度3万2,000円の減でございます。各節ともほぼ前年度同様の額を計上しています。

次に、2目下水道管理費は、公共下水道施設の維持管理等に係る費用で、本年度計上額6,440万2,000円で対前年度375万4,000円の増額計上となっています。主な増額要因は、236ページに移りまして15節工事請負費で士幌終末処理場管理棟の屋根・壁の塗装工事を今年度実施するもので458万6,000円の増額、また、減額では13節委託料で調査設計委託料等で併せて75万1,000円減となったところです。

これ以外の節では、ほぼ前年度同様の額を計上しています。

235ページに戻りまして、特定財源は、下水道施設移設工事負担金1,000円、この他一般会計からの繰入金2,689万9,000円を計上しています。

236ページに戻りまして、3目集落排水管理費は、中士幌地区の農業集落排水施設の全般にわたる経費で、本年度計上額1,170万6,000円で対前年度比370万5,000円の増額となってところです。主な増額要因は、中士幌地域の農業集落排水施設の汚水管内調査止水業務にかかる委託料、今年度新たに304万5,000円を計上しました。これ以外の増額は、11節需用費修繕料で機器の修繕に76万円、13節委託料の電気計装設備点検で67万2,000円増額となったところです。減額は昨年度予算で25節積立金の農業集落排水事業償還基金造成費補助金77万2,000円を計上しておりましたが、昨年度が補助金交付の最終年度で今年度から交付がありませんので減額となったところです。

これ以外の節ではほぼ前年同様の額を計上しています。

238ページに戻りまして、特定財源は、集落排水事業に対する一般会計からの繰入金310万6,000円を計上しています。

次に、237ページの2款1項1目元金は、事業債の元金償還分4,485万1,000円を計上しています。

特定財源につきましては、ここに記載のとおり計上したところです。 次に、2目利子は、事業債の利子償還分1,057万7,000円を計上して います。

特定財源につきましては、ここに記載のとおり計上したところです。次に、3款1項1目予備費は、前年度同様10万円を計上しています。

次に、歳入について、先ほど歳出の特定財源で説明した以外で説明 申し上げます。

233ページをお開き願います。2款1項1目下水道使用料は、4,740万円の対前年度同額で計上しています。

2 目集落排水使用料は、860万円でこちらも対前年度同額で計上しています。

4款繰入金につきましては、基金繰入金は基金の残高総ての繰入が 終了しましたので廃目となります。

次に、234ページをごらんください。5款1項1目繰越金は、前年 度繰越金として前年度同様200万円を計上しています。

6款1項1目延滞金と2項1目雑入はそれぞれ科目存置でございます。一番下の道支出金ですが、農業集落排水事業補助金の交付が終了しましたので廃目となります。

次に、238ページから243ページは、職員1名分の給与費明細書でありますので参照願います。

244ページは地方債残高等の見込みに関する調書でここに記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

質 疑 秋 間 委 員 長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般 を通じて行います。ございませんか。

(なし)

秋 間委員長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。ありませんか。

(なし)

秋 間

討論なしと認め、これより採決いたします。

委員長 本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なし)

秋間

異議なしと認めます。

委 員 長 │ したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしまし

た。

説明

堀江産業 振興課長 平成25年度士幌町農業共済事業特別会計予算を議題といたします。 理事者の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長、堀江から平成25年度士幌町農業共済事業特別会計予 算について説明します。

245ページをお開き願います。第1条の各勘定ごとの歳入歳出の総額は、農作物共済勘定は1億5,694万2,000円、家畜共済勘定は6億6,530万5,000円、畑作物共済勘定は2億8,490万5,000円、業務勘定は1億4,782万4,000円と定めるものでございます。第2条の債務負担行為については、業務勘定で説明申し上げます。

それでは、農作物、家畜、畑作物の3共済勘定につきましては予算 説明資料で説明させていただきますので、予算説明資料の20ページを お開き願います。

まず、農作物共済勘定でございますが、平成26年産引受計画を所定の計算式により算出したのがこの表であります。左のA欄、基準生産金額ですが、計算の基礎となるものでありますが、平均基準生産金額1アール当たりの単価に引受予定面積を乗じたもので16億4,295万2,00円となり、これに90%を乗じたものが最大補償限度額となり、C欄の共済金額は、14億7,865万6,800円となります。D欄の共済掛金ですが、C欄の共済金額に基準共済掛金率6.404%を乗じたものでございます。共済掛金に国庫負担割合52.8%を乗じたものがE欄で国の持ち分となり、残りがF欄の加入者が負担する掛金となります。

この計画表は平成26年産ですので、平成25年秋まき分の共済掛金、翌年度納入保険料、翌年度共済金が予算に反映されており、加入者に支払う共済金、国及び連合会から受け取る保険金につきましては19ページの平成25年産引受計画表に基づいております。平成26年産につきましては、作付動向等に未確定な部分もあり、面積は平成25年産の引受面積、単位当たりの基準生産金額を参考にしながら算出しております。これらの数値をもとに、それぞれ予算書に計上しております。

次に、予算説明資料の21ページをお開き願います。家畜共済勘定でございますが、家畜共済の引受計画に基づき、この表において算出しております。上の表が包括加入、下の左側の表が個別加入となっています。それぞれの計算式に基づき算出し集計したもので、下の右側の表は包括加入と個別加入の合計の表であります。この合計の表のB欄の頭数で6万5,509頭、家畜の共済目的毎に頭数に1頭当たりの平均共済金額を掛けたものがD欄の共済金額で88億3,593万6,740円、共済掛金は家畜の共済目的毎に掛金率が定められており、共済金額に率を乗じたものが共済掛金となり、国が50%、残りを加入者が負担することになります。共済掛金の合計の I 欄ですが、5億6,941万8,818円となり、加入者負担は共済掛金から国庫負担50%を差し引いた額、L

欄の2億8,470万9,413円となります。連合会に納入する保険料はJ欄の保険料からK欄の国庫負担額を差し引いたものでM欄の7,920万7,609円となり、町に残る甲の手持掛金額はN欄の9,095万7,164円、Z欄ではO欄の1億1,454万4,640円となります。これらの数値をもとに、それぞれ予算書に計上しております。

次に、予算説明資料の22ページをお開き願います。畑作物共済勘定でございますが、畑作5品目及び露地野菜について、引受計画に基づいて算出したものであります。作物ごとに引受面積に基準単収を乗じたのが基準収穫量となりそれぞれの作物ごとの引受割合を乗じ、さらに単位当たり共済金額を乗じて共済金額を決定しております。A欄の引受面積は合計で6,518.5ヘクタールで、F欄の共済金額の合計は48億2,952万9,365円となります。J欄の共済掛金の合計は2億229万9,658円で、そのうち国が55%、残りがL欄の加入者負担分で9,103万4,853円となり、連合会に納める保険料はN欄の5,057万4,920円で、町に残る手持掛金はO欄の4,045万9,933円になるところでございます。

以上の引き受け計画にばれいしょとたまねぎの平成25年産仮払金を加え予算書に計上しております。

秋 間委員長

課長、業務勘定へ入る前にちょっと暫時休憩したいと思いますので、 済みません。

50分まで休憩をいたします。

午後 3時41分 休憩 午後 3時49分 再開

秋 間香 員 長堀江産業振興課長

それでは、休憩前に引き続き特別委員会を開きます。 課長、どうぞ。

予算書の280ページをお開き願います。業務勘定の歳出について説明いたします。1款1項1目一般管理費ですが、1億406万7,000円で前年度比101万7,000円増で、ほぼ前年度と同様であります。この科目では、特別職の農業共済事業運営協議会委員17人の報酬、一般職8人の人件費、一般会計職員の農業共済事業按分による人件費負担金、農業共済事業のための事務所として使用しております部分の光熱水費や維持管理費、車両の維持管理費、事務に必要な経費等を計上しております。

特定財源としまして、一般会計からの共済会計職員給与費負担金など573万8,000円を計上したところでございます。

282ページをお開きください。2款1項1目損害評価費ですが、損害評価に必要な経費として損害評価会委員30人の報酬などほぼ前年度並みの141万4,000円を計上したところでございます。

2款2項1目損害防止費ですが、2,676万6,000円で前年度比で163万6,000円増加しております。増加の主な要因は、19節の畜舎等衛生事業助成金で、前年度は100万円で畜舎等の消毒事業を行う士幌町農協に対し助成しておりましたが、本年度は260万円を増額し士幌町農協が所有する家畜防疫車両に係る経費を助成することにしたもので、併せて360万円を見込んだことによるものであります。

283ページをごらんください。3款1項1目支払事務費賦課金、2目支払防災賦課金ですが、記載のとおり連合会に支払う賦課金でございます。

4款諸支出金につきましては、それぞれ科目存置であります。

5 款予備費につきましては、前年度と同額50万円を計上したところ でございます。

次に、歳入について説明しますので、277ページをお開き願います。 一般財源のみ説明いたします。1款1項1目事務費賦課金ですが、これは本定例会議案第33号で可決いただきました単価によりまして加入者から徴収するもので、6,251万7,000円を計上したものであります。

278ページをお開きください。 4 款 1 項 1 目利子及び配当金については、119 万6,000円を計上しておりますが基金の利子収入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、交付税措置される事務費分で、5,300万円を計上しております。

6款諸収入の各目については、記載のとおりであります。

279ページの7款繰越金については、前年度繰越金として207万7,00 0円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。

次に、274ページをお開き願います。第2表債務負担行為です。平成25年度に防除機1台を賃借する予定であります。平成26年度から30年度までの債務について781万9,000円の債務負担行為限度額を設定するものでございます。

284ページ以降の給与費明細書などにつきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般

(な し)

を通じて行います。ございませんか。

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。ありませんか。

(なし)

討論なしと認め、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

質疑秋間

委 員 長

秋 間委員長

秋 間委員長

秋 間委員長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

暫時休憩

 休憩を解きます。

平成25年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を議題といたします。

説明

理事者の説明を求めます。国保病院事務長。

渡辺病院 事務長

国保病院事務長、渡辺より、平成25年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を説明申し上げます。

292ページをお開きください。第2条で業務の予定量を定めるものです。病床数は、24年度と変わらず60床、年間患者数は、入院で18,250人。一日平均50人。外来は、32,427人、一日平均132人を見込んだところです。主要な建設改良事業といたしまして、有形固定資産購入費2,560万円を見込んだところです。第3条から第4条までは後段の説明と重複いたしますので省かせていただきます。

293ページをお開きください。第5条では、一時借入金の限度額を 1億円と定めるものです。第6条では、議会の議決を得なければ流用 することが出来ない経費として、職員給与費6億4,081万円と交際費 9万5,000円を定めるものです。第7条では、一般会計からの補助金 を2億8,000万円と定めるものです。第8条では、棚卸資産の購入限 度額について定めるもので、棚卸資産として材料費の中の薬品費・診 療材料費・給食材料費、医業外費用の患者外給食材料費を合わせた額 1億393万7,000円と定めるものです。

それでは、予算説明書により説明させていただきます。

収益的収支の支出から説明いたしますので311ページをお開き願います。病院事業費用総額は対前年比544万9,000円増の9億7,970万8,000円となるものです。

1 款 1 項 1 目給与費では、主に内科医 1 名の減等により対前年比1,028万9,000円減の6億4,081万円を見込むものです。これは、1節給料で対前年比297万1,000円減の2億3,361万5,000円、2節手当では対前年比106万2,000円減の1億5,819万4,000円を見込むものです。3節賃金では対前年比1,165万円減の9,540万2,000円で、安達医師退職により嘱託医1名減等によるものです。

312ページ、4節法定福利費は、対前年比539万4,000円増の1億5,3 59万9,000円を見込むものです。 2目材料費では、実績等に基づき対前年比16万9,000円増の1億463 万6,000円を見込むものです。

3目経費では、対前年比1,686万1,000円増の1億7,000万4,000円を見込むものです。これは主に1節報償費で、週末当直等の医大からの派遣と、出張医師につきましては、北大からの眼科及び整形外来の非常勤医師について計上したところですが、4月より安達医師の退職により医師4名体制となることからかつて依頼しておりました地域医療振興財団の短期支援をお願いすることとし、対前年比1,021万6,000円増の3,658万2,000円を計上しました。2節旅費交通費につきましては主に当直医師等の移動旅費となります。3節被服費から314ページ、13節賃借料については、実績見込みからほぼ前年並みを見込みました。14節委託料では、対前年比651万9,000円増の8,210万1,000円を計上しました。これは主に、PCB処理工場が出来たことにより保管していたPCBを処理委託するものです。

315ページをお開きください。15節通信運搬費から18節雑費については、実績見込みからほぼ前年並みを見込みました。

4目減価償却費につきましては、対前年比29万7,000円減の3,781万 8,000円を計上しました。建物、器械備品等の償却に伴うものです。

5目資産減耗費につきましては、対前年比50万円増の251万円を計上しました。これは、2節固定資産の機器更新や廃棄等に伴い除却が予定されていることなどによるものです。

6目研究研修費につきましては、対前年比10万円減の389万1,000円 を実績見込みなどから計上しました。

2項1目支払い利息及び企業債取扱諸費では、対前年比89万5,000 円減の1,764万9,000円を計上しました。これは、企業債支払い利息の 減少によるものです。

2目患者外給食材料は、対前年比50万円減の25万円を計上しております。

3目消費税及び地方消費税については、前年同額を計上しております。

4目雑損失につきましても、前年同額の4万円を見込んでおります。 3項1目予備費につきましても、前年同額の40万円を計上しました。 続きまして、収益的収支の収入について説明させていただきますの で、309ページをお開きください。病院事業収益につきましては、対 前年比581万5,000円増の9億4,229万2,000円を見込んだところです。

1 款 1 項 1 目入院収益では、一日当たり一般病床32人、療養病床18 人の合計50人を見込み、対前年度比164万3,000円増の3億7,193万5,0 00円を計上しました。

2 目外来収益では、一日当たり132人の受診を見込み、対前年比228 万2,000円増の 2 億3,302万9,000円を計上しました。 3目訪問看護収益では、月平均1人の利用を見込み、対前年比36万円減の18万円を計上しました。

4目その他医業収益では、対前年比225万円増の5,330万円を見込みました。これは、1節公衆衛生活動収益において、新たに肺炎球菌ワクチンやヒブワクチン等の予防接種開始を見込んだことによるものです。

310ページ、2項1目受取利息配当金につきましては、前年同額を見込んだところです。

2目他会計負担金につきましては、前年同額の2億8,000万円を計上しました。内訳として、企業債利子に対する負担金として1,176万6,000円、救急医療の確保に要する負担金として5,368万8,000円、医師及び看護師等研究研修に対する負担金として194万6,000円、公立病院改革プランに要する負担金として3万円、不採算地区病院の運営に要する負担金として2億1,257万円を見込みました。

3目患者外給食収益として実績見込みから65万円を見込みました。

4目その他医業外収益につきましては、実績見込みから対前年比13万円減の314万8,000円を計上したところです。

なお、病院事業収益9億4,229万2,000円、病院事業費用が9億7,970万8,000円となり収入が不足となっておりますが、現金での支出を伴わない減価償却費3,781万8,000円の範囲内であり、収入では当年度純損失3,741万6,000円、支出で収支差額3,741万6,000円として計上しました。

次に資本的収支の説明をさせていただきますので、317ページをお 開き願います。まず、支出からご説明させていただきます。

1款1項1目有形固定資産購入費では、対前年比1,352万3,000円増 の2,560万円を見込ました。これは、透析逆浸透精製水製造装置外7 点の機器を購入するもので、まず逆浸透精製水製造装置につきまして は整備から13年を経過し各部品が劣化しており更新するものです。2 点目は輸液ポンプで、現有器機1台が修理不能であり必要とする患者 が増えていることから不足を来しており新たに1台購入するもので す。3点目は背上げ診察台で、点滴室のベットが出入り口の幅より広 いため患者を検査などに移動する際使用するため新たに1台購入する ものです。4点目はCTワークステーションで、現在使用中の医療画 像処理のシステムは部品供給等が完了しており不具合が発生している ため一式を更新するものです。5点目はテーブルトップ冷却遠心機で、 現有器機は故障が頻発しており更新するものです。6点目は電動型間 欠牽引装置で、現有のリハビリ装置は平成元年に整備したもので耐用 年数を経過し、故障も多く発生しているため更新するものです。 7点 目は財務会計システムで、平成26年度からの公営企業会計制度の改正 に伴うシステム一式の更新です。8点目は顕微鏡で、現有機は25年使 用しており光源が不安定で故障した場合修理不能のため1台更新する ものです。

2項1目企業債償還金につきましては、対前年比89万4,000円増の5, 115万8,000円を計上するものです。

これらに係わる収入ですが、1款1項1目一般会計出資金で対前年 比616万6,000円増の5,110万3,000円を見込ました。1節企業債元金償 還金出資金では4,092万8,000円、2節医療機器購入事業出資金では1, 017万5,000円を一般会計からの出資金として見込んだところです。

2項1目1節国保会計繰入金は、平成25年度は割り当てがなく、3 項1目1節国・道補助金交付金は、広域連携に係る道補助として525 万円を見込みました。

なお、支出に対して不足する額2,040万5,000円につきましては、過 年度・当年度損益勘定留保資金を充当するものです。

予算に伴う給与費明細書につきましては、303ページから308ページ にかけて記載しておりますので参照ください。

以上で説明を終わります。

質 疑

秋 間委員長大西委員

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、歳入歳出全般 を通じて行います。ございませんか。11番、大西委員。

まず、単純なところから聞いていきます。312ページ、経費の中の報償費の中で当直医師謝礼金、謝礼金という意味がよくわからないのですが、1,490万円、約1,500万円、出張診療医師の謝礼2,100万円、これって何人分で、代診医で来た人の謝礼金が2,100万円で、その人が来て当直すると1,400万円になるということ。代診医が来たときに、土日ですから、それ分けて書いてあるの。謝礼金って、どうして謝礼になるのかな。そういう言葉でないとだめなの、これ。

秋 間委 員 長渡辺病院

事務長

事務長。

病院事務長よりお答えいたします。

謝礼金というのは、結局報酬なのですけれども、その表現の違いだけの単純なことだとは思うのですが、一応当直医謝礼金として計上しているのは札幌医大の第3内科、それから神経内科、それから旭川医大、それから出張医の謝礼金としては眼科診療を行っている眼科、それから整形外科、それから医療財団から来られている方も月、火、診療していただいていますこの部分と、それから外科手術があるときに応援に来ていただいている先生の分があります。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

そうしたら、出張というのは今いる整形外科の先生だとか眼科だと か泌尿科の先生を言うのでしょう。それと、手術するときに外科の先 生を呼んで、麻酔科の先生を呼んでという、それ等を含めて言ってい るというのでしょう。だとしたら、手術の外科の先生と麻酔医の先生って1回来たら何ぼ払うの。

(何事か言う者あり)

大西委員

そっちで答えなくても、事務長だけでなくてもいいのだ。向こうで 誰答えてもいいのだから。

渡辺病院

では、今の件については係長の山下から答えていただきます。

事 務 長 秋 間

総務係長。

山下病院 総務係長

委員長

外科の先生、麻酔医と手術助手の先生おりますけれども、手術1例で6万1,000円、手術1回2例以上で10万円でございます。

大西委員

麻酔医も同じ。

病 院 総務係長

同じです。

秋 間

11番、大西委員。

委員長 大西委員

代診医の医師の旅費が400万円というのは、かなりの金額なのですが、これって400万円って50週ぐらいで勘定しても少なくても8万円近くなるのだけれども、1回が。どういう来方しているの。新得まで汽車で来て、そこからハイヤーで来る、もしくは札幌からハイヤーで来てしまう、旭川からハイヤーで来てしまうとか、いろいろ方法はあるけれども、この8万円近く、1人だとすれば50週だとすれば大体8

万円ぐらいかかるのだけれども、それはどういうのでこれになるのか。

総務係長。

山下病院 総務係長 まず、札医大の先生については新得までJRで来ていただいて、新得からハイヤーで病院まで来ていただきます。それの往復の町の旅費規定に基づく交通費、それから日当を支給させていただいております。それから、旭川医大の先生につきましては、これも公用車を運転代行委託をしまして旭川医大まで送り迎えをしております。それから、北大の眼科の先生につきましてはJRで、実は朝9時からの診療ということになりますので、前泊をしていただく関係がありますので、前日にJRで帯広まで入っていただいて、当日の朝ハイヤーで帯広まで迎えに行って午後から帯広駅まで送ってJRで帰ると。そういう形になっておりますけれども、回数的にはそれぞれ重なる時期がありますので、単純に52週ということにはなりません。北大の先生だけで主に年間50回ぐらい、そのほか札幌医大の先生でも月平均3回から4回ぐらいございます。そういう関係で旅費を積算しますと、この金額になるということでございます。

秋 間

11番、大西委員。

委員長 大西委員

だから、先ほどの手術の6万1,000円、言ってみれば12万2,000円かかるのですよね。だけれども、これで旅費だとか何かをかけて、うちにも外科の医師いるのだけれども、3人でこの手術を、どんな手術やるのか知らないけれども、手術をやったときに、かなりの3人でやる手術だから大きい手術なのだと思いますけれども、採算合うの。それだったら、ここでできないなら帯広へやってやったほうが確実にもうかるのでない。どうなの、これ。だから、医師の謝礼として6万1,000円だけれども、交通費だとかなんとかといったら大分かかってしまうわけでしょう。6万1,000円に交通費も全部入ってしまっているの。違うでしょう。3人で手術やると利益出るの。

秋 間

事務長。

委員長 渡辺病院

事務長

手術は、主に下肢の静脈の手術なのですが、1件やって入院していただいての医療収入が、ちょっと正確な数字ではないのですけれども、およそ50万円ほどと聞いておりますので、十分元を取っていると言うと言い方が悪いかもしれないですけれども、一応収益には上がっています。

秋 間

大西委員。

委員長 大西委員

12日に病院のあれに対して一般質問したけれども、そのときにも町長に聞けなかった部分がありますので、再度ここで聞かせてもらいます。士幌の病院は、患者が医師を選ぶのか、医師が患者を選ぶのか、そのどっちなのですか。

秋 間

これは院長、お答えください。

委員長 大川国保

院長からお答えします。

病院長

質問の趣旨をもうちょっと明確にお願いできればと思います。

11番、大西委員。

秋 間委員長

大西委員

というのは、入院にしても外来にしても自分の希望の先生、この医師にしてほしいなと思うけれども、それは患者が医師を選べるのか、

|病院側が患者を選ぶのかということです。わかりませんか。

秋 間委員長

院長。

大川国保 病 院 長

もちろん外来患者は、何曜日の午前中とか午後とか、誰の先生が来 ているかと、また2診の場合もありますので、常に希望の医者を選ん で受診しております。入院は、基本的には外来で診て入院ということ は、外来で診た先生が主治医というのが原則であります。 秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

これは、この間あった例なのですが、私の友人でもありましたし、 元議員でありましたから、いろいろ家族から相談を受けたのですが、 去年の暮れに帯広の病院から転院して士幌の病院へ行きなさいと。帯 広の病院を出されるということで、家族は士幌の病院にお願いに行っ たらだめだよということで、1月の9日までだめですということで、 向こうは出ていけと言うわ、こっちは受けてくれないわ、どうしたら いいのだろうという家族のあれがあったのですが、最終的には帯広の 病院がしようがないな、受けてくれないならと年明けまで帯広で受け てもらえたのです。だから、私もいろいろ調べてみましたら、やっぱ りこういう町立病院って規則があるのですね。こういう士幌町国民健 康保険病院事業管理運営規則というのがあるのですが、その中に入院 を断る、または退院を命ずる場合にはこういうときだよという第5条 で、院長は次の各号に該当するときは入院を断ったり、または退院を 命ずることができますよとあるのです。(1)に、入院患者が定数に 達したときというのは満床だということだと思うのです。それから、 (2) に使用料を著しく滞納した、これは入院している人ですから、 それは入院とは関係ないですからこれはいいです。それから、(3) で患者が病院に関する諸規則に違反した、または職員の指示に従わな かったという場合は退院を命ずることができると。(4)に、その他 の患者の入院または在院を不適当と認めたときとあるのです。この4 つしかないのです。だから、入院を断るときには(1)と(4)しか ないのです。(1)は満床でなかったから、あのときは。そして、(4) のその患者の入院または在院を不適当と認めたときということがある のですが、どれを指してその患者が入院できなかったのですか。

秋 間長 大川国保病 院

院長。

個々の具体的な事例が、今大西委員がおっしゃられたことがどういう事案かちょっとわからないのですが、一般的に多分恐らく今大西委員がおっしゃられたことは、今現在厚生病院に入院しておられる患者さんだと思います。ですから、入院を断ったというよりも転院の時期をいろんな医学的な事由を医局と、それから看護部の代表者、委員会をつくって、非常に厚生病院、協会病院を含めまして、北斗病院も含めまして今現在脳外科とか、いろんなところに入院していると。もう治療が終わったので、地元だから引き受けてくれという事例、非常に多いわけでございますけれども、その引き受けに関しては委員会全体で医学的な見地から検討しまして、受け入れの可否及び受け入れの時期を医学的な見地で決定して、それでお伝えしていただいているという経緯であります。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

私の言っているのは去年の暮れ、年末でしたから、向こうにもやっ ぱり医師も少なくなる、こっちもそういうことで家族が行ったときに はいろんな理由をつけて何だか、院長はどういう理由でそれを言った のか知りませんけれども、町民がやはり来るなというように思ってし まったら、これ町立病院って、民間病院も同じだと思うけれども、そ れはやっぱりだめなのだと思うのです。だから、町民にしてみればこ れだけ赤字にして、だけれども許されるのは町民に信頼されているか らいいのでないかというのが最大の皆さんの容認しているあれなので す。そして、暮れは医者もどこも少ないだろうけれども、やっぱり士 幌の病院だったら地元だから受けてくれると思って来たのです。それ で、9日と言ったけれども、最終的に7日に入院できたのです、その 患者は。ですから、この規定の中にはどれに合致するのかなと。不適 当と認めたときというのなら、1月の7日にも入院できなかっただろ うなと。それが12月の20日ごろからだったら何でだめだったのかなと いうあれがあるのです。その町民にしてみれば疑問になる。私なりに 町民が、我々議員というのは町民の代弁者ですから、そういうやつを こういうところで言っていかないと、何のために議員やっているのだ と言われますから、きちっとした根拠を私らが聞いて、こういうこと だったのだよと説明をしないとならないのです。説明責任があるので す、私らも。だから、それがどうだったのかなというのが私は疑問だ ったのです。

秋 間 長 大川国保 院 長

院長、その辺は今回答できますか。

同じことの重複ですけれども、一般的に入院が必要と思われる患者さんを、医学的に入院が必要だという事案については、もちろん大西委員がおっしゃるように本当に正当な理由がなければ入院を拒否できないと。今回の事案は、多分今言ったように現に帯広なり協会病院に入院している患者さんの件ですから、そのことをうちの病院の入院というのは、一般的な入院の事案で議論すべき問題ではなくて転院の可否、転院の時期をあくまでも医学的な見地で検討して、もちろん家族には十分その辺のことはお伝えして時期を設定させていただいたということであります。ただ、一般論として非常に今病院が苦慮しておりますのは、今言ったように厚生病院、協会病院、北斗病院を初めまして例えば脳梗塞で寝たきりになってしまうと、全く口も聞けないし、本当に植物状態だと。ただ、帯広病院、協会病院、非常に安易に人工栄養をしてしまうということで、人工栄養をした後、士幌の方を引き取ってくれというふうに言われるケースが非常に多いのですけれども、それを受けますと年間多分10数例、寝たきりで植物状態で人工栄

養の患者さんが一般病棟のベッドを占めてしまうということで、それをやってしまうと数年で多分40床は寝たきり患者の人工栄養の患者さんでいっぱいになってしまうと。一般的に本当に治療が必要な人は受けれないという状況になりかねないと、それが今の日本の超高齢時代の現状でありまして、たしか先般国会で麻生副総理が失言したように、早くそんなものやめて死んでしまえみたいな乱暴なことを言いましたけれども、そういうことはもちろん当院を含めまして日本医師会、また厚労省の指針がありますので、当院では尊厳死については厳密に慎重に委員会でその指針どおりに検討して人工栄養の可否をしているというのが現状であります。

秋 間委員長大西委員

11番、大西委員。

何ぼ言ってもこれは、向こう側が言ってみれば退院の時期をどうの こうのって、向こうがいいと思って士幌に転院したらどうですかとあ ったのだから、まさか出ていったらすぐ死ぬような人をそこの病院は 出すわけはないのですから、何ぼ何でも。それでもいずれにしても向 こうから紹介状がこの先生と来たのですけれども、来たら違うところ に入ってしまった。違う先生に診てもらったというのは、先ほどだか ら聞いたのです、どっちが選ぶのだと。今総師長さんも来ていますか ら、お願いするのですが、外来の人でもこの先生はいっぱいいるよと、 こっちのほうはあいていると、こっちあいているから、こっちの医師 のところへ行ったらどうですかと回すみたいなのです。そうすると、 私あの先生にかかりたかったのに看護師に言われたから、どうしても 私こっちに行かなければならなかったという不満も来るのです。です から、やっぱり患者が医者を選ぶ。今はこういうサービス業ですから、 病院といえども。だから、患者の希望に合った先生のところに、医師 のところに行けるようにしてやってくださいよ。そうしないと、こっ ちすいているから、こっちの先生に行きなさいと言ったって、その先 生がいいと思って行っているのですから。この辺の高齢者なんかは看 護師に言われたら、嫌となかなか言わないのですよ。しようがないか ら、そっちに行ってしまうのです。だから、いろんなことでやっぱり 病院に対する希望があって、サロンの出前講座でもあの先生にやって ほしいと言っても、いや、あの人はだめだよ、この人だよという、そ ういうのも苦情来るのですよ、私らに。どうしてそうなるのという、 病院に直接言えないから。だから、なるべくやっぱり町民の希望に沿 ったこと、それはむちゃくちゃ無理なことならしようがないですよ。 そんなむちゃくちゃなことは、町民は言わないと思うのです。だから、 私らも病院応援団をやりながら、その成り立ちから何からこの間一般 質問でお話ししましたから、ここではしませんけれども、せっかく我 々も何とか士幌の病院が成り立つため、患者が少しでもこっちへ来る、

そして先生方、看護師が地域の住民と接することによって士幌の病院へ行こうとする、そういう応援をしているのだと我々は自負していましたけれども、だからそれがそう認められなかったのかなと思って非常に残念に思って解散したわけですけれども、どうも今置かれている病院、一般質問のときのいまだに病院のやつを私がするといったら、それだけで来たのかはわかりませんけれども、今までにない32人の方が傍聴に来てくれて意見を書いてくれたやつがあるのです。院長もし暇があったら読んでもらえばいいのですが、そういう病院に対してのいろんなことが書いてありました。ですから、今ちょっと何か変だなということで、今新しい医療アドバイザーをお願いして、何かきょう資料をもらいますといろんな病院で活躍された先生ですから、竹内先生のアドバイスを受けて、士幌の病院も3億円も4億円も赤字にならないような病院にぜひしてほしいなと思っています。だから、この竹内先生のアドバイスをどのように受け入れるのかもちょっと最後にお聞きします。

秋 間長 大川国保病 院長

院長。

たしか3月中に竹内アドバイザーからの具体的な提言が来るという ふうに伺っております。その点は非常にこちらとしては期待しており ますので、なるたけ赤字を削減できるようアドバイザーの意見を尊重 しながら、医療をしつつやっていきたいというふうに思っております。 8番、清水委員。

秋 間 委 員 長 清水委員

大西委員からそういう話がありましたので、私も住民からの話を代 弁させていただきたいと思っています。これは非常に大切なことで、 今士幌の病院がどうするか、何が間違っているのだろうか、いろいろ 私もどうすればこの病院の体質といいますか、それを変えることがで きるのだろうかと、いろいろ考えているところへそういう話を住民が してくれました。何が間違いだったか。それは、今帯広の病院なんか でもそうですが、患者さんに対して様ですよね。様というのは、患者 さんを敬うという、そういう敬語になっていると思います。なぜそれ が出てくるのか。それは、私たちは患者さんのおかげで御飯を食べさ せてもらっている、だから患者さんを一番大切にしなければならない。 本来であれば、私たちが患者さんのもとに足を運ぶところを患者さん が病院に来てくれたと。私は、これは非常に大切な言葉だと思って聞 きました。今都会の民間の病院は、ほとんどがそうですよと。なぜ士 幌の病院でそれができないのだろうか。ちょっと思い違いをしている のではないかというふうに私は感じました。なぜでしょうか。それは、 患者さんにお世話にならなくても給料は変わらないのです。患者さん がどんなに減っても給料は変わらない。そこのところに大きな原因が あると思っています。私は、ここのところを本当に病院のスタッフも 町長もみんな考えてほしい。そんなふうに思いませんか、町長。私は、 町民からそう言われて本当にそのとおりだと、こんなことを我々が気 がつかなかったことが間違いだと、それが病院の経営を改善させるこ とにつながらなかったと反省しています。その点について、町長も院 長からもお話を伺いたいと思います。私は、本当にこれは改善しなく てはならぬと思います。

秋 間委員長小林町長

町長。

患者様という言い方は、うちの病院もたしかそう言っているのだと 思いますけれども、その患者様、最近のいろんな雑誌を見ていると患 者様という言い方がどうかという、患者さんのほうがいいのでないか という見方もあるのですけれども、そこはやっぱり病院の中でよく検 討していただければいいのだと思いますけれども、患者に対する2番 目の対応ということでありますけれども、この間の一般質問あるいは 行政報告、執行方針でも申し上げたとおり、うちの病院はそういう面 では唯一の医療機関ということでありますし、さらには福祉村の中核 施設であるということでありますから、そういう面では私どももそう なのですけれども、大川院長以下病院の職員もうちの病院が士幌の町 民のためにあるのだということをやっぱりいま一度しっかり認識をし ながら取り組んでいかなければならないというふうに思っています し、そういう趣旨をこれから病院の中でも徹底していくように取り組 みをしていきたいと思います。

秋 間長 大川国保院 長

院長。

いい医療をしつつ、やはり3億円以上の赤字がありますので、常日 ごろから医局の先生方にはともかくやっぱり赤字をみんなで頑張って 削減しようというふうに言ってきておりましたけれども、ここ1、2 年は徐々に各先生方のそういう意識が浸透してきつつあります。とい うことで、来年度さらにそういう方向で医局一同頑張っていく所存で あります。

秋 間委員長大西委員

大西委員。

今院長、医師も1年ぐらい前からちゃんと言っているから、ちゃんとやっているみたいな話ですけれども、結構患者が我々に言ってくることは上から目線で怒られると、行ったら怒られる。行ってインフルエンザになったと、インフルエンザの予防をしたのかいと、していませんと言ったら、しないからだと怒られたとか、肺気腫になったら、たばこ吸うからだと怒られたとか、それは自分でみんなわかっているのです。だから、インフルエンザの予防接種したからインフルエンザ、

軽いけれども、ならぬわけでもないし、だから何でそうやって怒るのかな。そして、何か知らぬけれども、がんでないのにがんだと言われたとか、今晩でも危ないみたいなことを言われたとか、だからそういうことが積み重なっていくと非常に住民あれなのですよ。今度の医療過誤でもああいうことがあると、胃のカメラだとか大腸のカメラなんてもう絶対嫌でなかなかみんな行きたくないのに、やっぱりそういうことがあると士幌の病院に行ったら嫌だといって行かなくなる、患者が減る、そうするとやっぱり赤字はどんどん、どんどんふえてしまうのです。だから、これは患者と医師の信頼関係だと思うのです。

この間、あるお年寄りのところに行っていたら、安達先生のことな のですが、安達先生はどこであんな間違っているのか知らないけれど も、士幌の病院に来るような先生でないのだと、立派な先生なのだと、 政府がどこどこへ行けと言うから士幌に来ただけで、そんな立派な人 が士幌に来ているのだからと言って信頼して、だからみんなでかかっ ているのだという。それだけ信用していたら、余りこっちのほうから、 いやいや、違う違うと、そんなのではないけれどもと言えないから黙 って聞いていたけれども、高齢者の人ってそれだけ信用してしまうの だな、どこでそんな話になったのかな、道立病院から来たから、道か ら派遣されてきたというのが国の政府からという話になったのか、せ っかくそれでもう退職しますので、そこでここで否定することもない なと思って、ああ、そうだねと言って聞いていたけれども、やはりそ こなのだと思うのです。やっぱり医師と患者が信頼関係がきちっとで きていれば、多少のことがあってもあの先生なら安心できるのだと、 できるのだと思うのです。その信頼関係がなくなってきていると思う、 今。非常にいろんなことで。

それで、住民と接する機会が全然ないし、そうするとどうしても今の状況に陥ってくる。救急車で運ばれれば、いや、このぐらいの傷だって診れないから向こうへ行けと。みんなそんなことで、このぐらいのやつ病院で診れないのかいというような話になってきてしまう。だから、何かどこかで間違っているのかなというような気、清水委員も言うようにどこか何か歯車狂っているなという気がします。これを直していかないと、3億5,000万円から4億円の赤字はすぐ行くのだと思うのです。それでも信頼される病院なら、私は前からやむを得ぬだろうなと言っているけれども、赤字はどんどんできるわ、信頼はされなかったら、今もう町民はあの病院なくても診療所にして、それから帯広へバスで送り迎えしてくれたほうが3億円も4億円も赤字なくていいのでないかと言う人がいっぱいいます。そう言われたら、やっぱり我々議会としても大変だし、何とかよくなってもらわなかったら。だから、みんな町民言うのです。3月の広報で、病院だよりで院長のやつ読みました。そんなマスコミ批判だとか、小沢さんの擁護みたい

なことを書いてあるけれども、これ何なのだと。もう少し今の置かれている病院のことを病院だよりですから書いてほしいなという話もありますし、ぜひ頑張って赤字削減のために無駄な検査や何か、それから薬漬けなんかにすると、またそのときには赤字少し減るかもしれないけれども、医療費が上がることによって個人の負担にもなるし、医療費がふえると国保税が上がっていくし、そして赤字は町民の税金としてトリプルで住民の負担が多くなりますから、昔みたいなそういう何でもCT撮ればいいのだ、レントゲン撮ればいいのだということにはなるべくしないようにして、赤字削減をどうしたらいいのかということはまず頑張って、院長を初め頑張ってもらわないと困ると思いますので、よろしくお願いします。

秋 間委員長加藤委員

12番、加藤委員。

せっかく予算なので、1つ修繕費のほうを聞きたいのですけれども、 非常用発電機の修繕と、その後の委託料で保守点検の整備の委託あり ますよね。災害時にうちの病院が停電した場合、自家発電は当然動く のですけれども、どれぐらい持ちこたえられるのでしょうね。

お答えをいたします。

総務係長。

総務係長 秋 間 発電機は灯油を燃料にしていまして、満タンで24時間もちます。 12番、加藤委員。

委員長 加藤委員

ということは、灯油さえ補給してあれば院内の電源の供給は十分賄 えるということですね。

秋 間 委 員 長 山下病院 総務係長

総務係長。

院内の電源、特に生命維持にかかわる部分についてでありますけれ ども、ただそれ以外のものについては非常用発電機接続されていない コンセントありますので、あくまでも患者様が生命を維持していける のに必要最低限の電源の確保はできているということでございます。

秋 間 委 員 長 加藤委員

12番、加藤委員。

今質問をしたのは、実は今入院患者さんのほうをまず最優先に守るのは当然だと思いますけれども、当然町に1つの医療機関ですから、そこでやっぱり電源が落ちていることによって、いわゆる次の患者が来たときに対応できなくなったら困るので、ある程度の備えもやっぱり災害はいつ起きるかわからないと。患者さん、入っておられる方はいいのだけれども、次に来られた方にとにかく電気供給できないから対応できないよというのもまた困ると思います。その部分の備えも町

長もいますので、病院の経費、今問題になっていますけれども、緊急 時に命を守るためのある程度の支出は私は必要ではないかなと思うの ですけれども、町長、どうですか。

秋 間

町長。

委員長 小林町長

実態は、今山下係長からお答えしたようなものなのです。やっぱり 今の言われた中身というのは生命にかかわること、危機管理にかかわ ることですから、危機管理の立場で1回、病院もそうなのですけれど も、全体的に私どもチェックする体制をちょっととっていきたいと思 いますので、ご理解いただきたいと思います。

秋 間

ございませんか。

委員長

(な し)

秋 間委員長

それでは、質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。あり ませんか。

(な し)

秋 間

討論なしと認め、これより採決します。

委 員 長

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋 間委員長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日の予算審査特別委員会はこれにて散会いたします。

なお、明日は午後3時から再開いたします。

(午後 4時44分)

士幌町議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

平成 年 月 日

予算審査特別委員会委員長